

官報

平成二十二年五月二十六日

○第百七十四回 参議院會議録第二十四号

平成二十二年五月二十六日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第二十四号

平成二十二年五月二十六日

午前十時開議

第一 国務大臣の報告に関する件(宮崎県で発生した口蹄疫に関する報告について)

第二 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 PTA・青少年教育団体共済法案(衆議院提出)

第五 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(江田五月君) 御紹介いたします。

本院の招待により来日されましたラオス人民

平成二十二年五月二十六日 参議院會議録第二十四号 国務大臣の報告に関する件(宮崎県で発生した口蹄疫に関する報告について)

主共和国国民議会議長トンシン・タンマヴォン閣下の御一行がたたいま傍聴席にお見えになつております。
ここに、諸君とともに心からなる歓迎の意を表します。

(総員起立、拍手)

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 国務大臣の報告に関する件(宮崎県で発生した口蹄疫に関する報告について)

農林水産大臣から発言を求められております。発言を許します。赤松農林水産大臣。

(国務大臣赤松広隆君登壇、拍手)

○国務大臣(赤松広隆君) 宮崎県で発生した口蹄疫に関して御報告いたします。

初めに、口蹄疫の発生農家及び関係農家の方々におかれましては、心からお見舞い申し上げます。また、口蹄疫の発生現場及び消毒ポイントなどで昼夜を問わず防疫対応に当たっておられる方々には、心から敬意を表します。

宮崎県において、四月二十日以降、二百九例の口蹄疫の発生を確認しております。農林水産省は、第一例の発生を四月二十日未明に確認したため、同日九時に私が本部長である口蹄疫防疫対策本部を立ち上げ、政府と宮崎県とが一九となつ

て、感染拡大の防止を第一に、殺処分等の防疫措置や発生農家及び関係農家の経営再開、維持のための対策を実施してまいりました。

五月十七日には、内閣に内閣総理大臣を本部長とし、内閣官房長官及び私を副本部長とする口蹄疫対策本部を設置し、拡大しつつある口蹄疫についての対策を更に強化し、政府として総力を挙げて取り組んでおります。

また、山田農林水産副大臣を本部長とし、各府省の責任者から成る現地対策本部を設置し、地元の要望等を受け止める体制を整備するとともに、迅速かつ的確な国との連絡調整に努めているところであります。

口蹄疫は、牛豚等の病気であり、人に感染することはありません。また、感染した牛豚の肉や牛乳を摂取しても人体に影響はありません。このことを国民の皆様にお知らせし、冷静な対応をお願いしているところでございます。

防疫措置の実施状況について御説明いたします。これまでのところ、九十二例については殺処分、埋却、消毒までの防疫措置を完了し、百十七例については防疫措置を実施中でございます。

専門家から成る牛豚等疾病小委員会では、今回の発生は十年前に確認された発生と比べ、臨床症状が強く出ること、伝播力が強いという特徴があると考えられるとしております。また、同委員会において、川南町を中心とした多発地帯については、殺処分及び移動制限による方法のみでは蔓延防止が困難であり、排出されるウイルス量を抑制するためのワクチンの使用について検討すべき時期にあるとされたことを踏まえ、各生産者の皆様や関係市町村、関係団体の皆様の御理解を得て、五月二十二日より、移動制限区域内のすべて

の牛豚等を対象に、殺処分を前提としたワクチン接種を開始しました。五月二十五日の時点で、ワクチン接種対象の約九五%に当たる約十二万頭への接種を終えたところであります。

こうした防疫措置を迅速かつ的確に実施するため、宮崎県に対し必要な人的支援を行っております。具体的には、発生農場やワクチン接種農場、消毒ポイント等に農林水産省や都道府県等から獣医師等を派遣しており、本日まで延べ七千三百二十人を派遣しております。五月一日からは、宮崎県知事の派遣要請を受け、自衛隊が埋却場所の掘削や埋却等の防疫作業に従事し、本日まで延べ三千九百七十人が派遣されております。また、警察の管区機動隊の特別派遣により、消毒ポイントにおける警戒等防疫作業に対する支援活動を強化しております。さらに、埋却地の円滑な確保に向けて、埋却地の確保に必要な借地料に対する支援や、国有林のほか他府省が所管する国有地の活用に向けた調整を行っております。

感染経路の究明については、専門家から成る疫学調査チームによる現地調査や、発生農場に関する情報の収集、分析、ウイルスの解析を実施しております。五月二日には、今回のウイルスが香港、韓国と近縁のものであることを確認しました。引き続き、感染経路の早期究明に努めてまいります。

宮崎県並びに隣接県である大分県、熊本県及び鹿児島県全域において、全額国庫負担により消毒薬を配布し、散布を行っているほか、一般車両も含めて消毒を行うポイントを増加させているところです。本県の蔓延防止のためには、各農家等における消毒や衛生管理が極めて重要であることから、各農家等における散布の徹底をお願いをしております。

また、全国の牛豚等の飼養農場に対し緊急調査を実施しております。これまでのところ、宮崎県以外に口蹄疫の発生は確認されておりませんが、引き続き、各都道府県を通じて、全国の農場に早期発見、早期通報の徹底を指導してまいります。

なお、食品産業事業者に対し、食肉や牛乳の安全性に問題があるかのような告知や、安全性を理由とした販売停止等が行われることがないよう、適切な対応を求めています。

各地方農政局、地方農政事務所等の約一千七百名の食品表示Gメンの職員が、五月二十五日時点で一万三千七百九十八店舗の小売店を巡回し、宮崎県産の牛肉は使用していませんなど消費者の誤解を招く不適切な表示が確認された六店舗について、表示の撤去、是正などの指導を行っております。

次に、発生農家の経営再開や周辺農家の経営維持のための対策について御説明します。

まず、発生農場の経営を維持するため、殺処分した疑似患者に対し、家畜伝染病予防法に基づき交付する手当金について、昭和二十六年の法施行以来初めて、大幅に簡素化された申請書類による概算払を実施しています。申請書類が届け次第、ちゅうちょなく迅速に各農家の皆様に交付してまいります。また、同法に基づきいわゆる五分の四の手当金に加えて、家畜評価額との差額五分の一を県が負担した場合に、家畜共済の加入者を含め、全額特別交付税で措置することとしたところであります。

これに加えて、四月二十三日に関連対策を発表し、また、その後の発生事例の増加及び発生地域の拡大に伴い、同三十日には追加的な対策を講じたほか、これまでの状況や現場の御意見を踏ま

え、五月二十一日に更に対策の拡充、見直しを行うことといたしました。

具体的には、当面の資金対策として、家畜疾病経営維持資金の貸付対象者を移動制限区域内から搬出制限区域内の農家に拡大したほか、家畜市場の開催中止の影響を受けた九州、沖縄各県の子牛・子豚出荷農家もその対象とし、融資枠も二十億円から百億円に拡大しております。

家畜を出荷できない搬出制限区域内における畜産農家については、肉用牛肥育経営安定特別対策事業、いわゆる新マル緊や養豚経営安定対策の生産者拠出金を免除するほか、滞留する子豚の淘汰や出荷適期を超えた肉豚の出荷に対し助成金を交付するとともに、九州、沖縄各県において肉用子牛生産者補給金における飼養開始月齢の要件や肉用牛肥育経営安定特別対策事業における登録月齢の要件を緩和することとしています。

このほか、出荷できない肉用子牛を農協等が離農跡地を利用して肥育することに対する補助など、諸般の対策を行うこととしております。

農林水産省としては、引き続き、今回の発生を我が国畜産業の危機と考え、口蹄疫の蔓延防止を最重要課題と位置付け、関係府省の御協力をいただきながら、政府と宮崎県とが一九となつて防疫措置を的確に実施してまいります。

また、口蹄疫に関する国民への正確な情報提供を徹底し、冷静に対処したいと考えており、国民の皆様には御協力をお願いいたします。

さらに、地域経済への影響を最小限とするよう経営支援対策の円滑な実施に全力で取り組んでまいります。

以上です。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。外山斎君。

(外山斎君登壇、拍手)

○外山斎君 民主党・新緑風会・国民新・日本の外山斎です。ただいま議題となりました口蹄疫問題に関しまして、会派を代表して質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ち、今回、私の選挙区である宮崎県において、口蹄疫の発生により被害に遭われた農家を始め、多くの畜産関係者並びに地域で生活する皆様方に対し、心からお見舞いを申し上げます。

四月二十日に口蹄疫の第一例目が宮崎県都農町で確認されてから一か月以上がたちました。その間、国には様々な対策を打ち出していたいておりますが、被害はとどまるどころか、むしろ拡大しております。被害件数は、今日現在で二百九例、殺処分対象は約十四万八千頭となっております。宮崎県を始めとする南九州は日本の畜産の基地であります。この口蹄疫問題は日本の畜産の危機であり、我が国の危機であります。

まず、与野党の国会議員の皆様にお願ひがあります。どうかこの問題を政争の具に使わないでいただきたい。また、政局にしないでいただきたい。今、我々がやらなければならないことは、この国家の危機に、日本の畜産の危機に、我々国会議員が一九となつて見えない敵である口蹄疫に對峙していくことであり、苦しまれている農家の皆様に希望を与えることであります。それを現場の方々も多くの国民の皆様も望んでいるわけであり、宮崎県民の一人としてお願いを申し上げます。

そこで、鳩山総理にお尋ねいたします。十七日に総理を本部長とした政府の口蹄疫対策本部が開催され、基本的対処方針が決定されました。その方針では、今回の発生地域は畜産への依存度が極めて高い地域であることを踏まえ、発生農場や移動制限の影響を受ける農家の生活支援、経営再建・維持のための対策に万全を期すると明記をさせていただいております。

総理御自身が指示を出されたとおり、平成二十二年予算の予備費の中から十分な予算を確保して、農家や地域の皆様に生活支援や経営再建の不安がないように政府が責任を持って対策を進めていくという明確なメッセージを出していただくことが一番大事なことでもあります。一千億円の予備費を充てるという報道もありますが、総理、一度、生活支援、経営再建などに必要な予算については国が責任を持って確保することをお約束していただきたいと思います。総理の御所見をお伺いいたします。

次に、特例措置に関して質問をさせていただきます。

宮崎県家畜改良事業団が飼育していた種牛の農場で肥育牛から口蹄疫が確認されたことにより、種牛を含めた殺処分の方針が決まりました。しかしながら、種雄牛という特殊性から、宮崎県の東国原知事からも、四十九頭の種牛を何とか残して

確かに、家伝法に従えば直ちに殺処分をしなければなりません。しかしながら、次の日本の畜産を背負うエースになる可能性も高いわけであり、今残る五頭と四十九頭は、宮崎県、そして日本の畜産にとって残された希望なのです。国の考えとしては、仮に感染しているとウィルスを拡散させ

ることになり問題が大きいとのことでありますが、今現在、発症は確認されておりません。どうか政治判断で、日本の畜産を守るために、宮崎の畜産を守るために、四十九頭の種雄牛を特例として経過観察措置へと方針の見直しをお願いしたいと思いますが、総理の御判断をお聞かせください。

次に、これまでの政府の対応について伺いたします。

政府は、一例目が発生した四月二十日、直ちに農林水産省内に赤松農林水産大臣を本部長とする口蹄疫対策本部を立ち上げ、防疫措置に全力を挙げの方針を確認しました。つまり、初動対応はしっかりなされたのであります。しかし、その後、発生の拡大を見る中で、新たな一手を打ち出すわけでもなく、当初の防疫措置を徹底するだけでした。専門家で構成する牛豚等疾病小委員会も、必ずしも現地の事情に精通していないこともあり、パンデミックを想定した戦略的対応策打ち出した形跡はありません。

農林水産省は、これまで専門家の意見を聞いた上で対応策を検討するという姿勢に終始してきましたが、そうした待ちの姿勢が今回の蔓延を許したと言われても仕方がないのではないのでしょうか。専門家のお墨付きを得てからでなければ対策が進められないというのであれば、爆発的に広がるウィルスを抑え込むには後手後手の対応となつてしまいます。現地の要望に耳を傾け、もっと早く現地対策本部を設けるべきだったのではないのでしょうか。

今回の教訓を糧に、専門家の意見と現地の詳しい状況とを照らし合わせ、迅速かつ柔軟に判断する

る体制を整備することが極めて重要だと考えますが、鳩山総理と赤松農林水産大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、消毒の徹底についてお伺いをいたします。

発生農場の消毒については、法で義務付けられ、消毒方法も法令で規定されておりませんが、制限区域や幹線道路を通行する車両、人の靴底等に対する消毒は詳しくは書かれておりません。そのため、消毒ポイントを多数設置しても消毒方法がまちまちであり、一般車両の消毒に至っては任意で協力をしていただいている状況です。これでは、せっかく制限区域を指定しても、ウィルスの拡散を防ぐことはできないのではないのでしょうか。

発生農場以外の消毒についても、法令あるいは防疫指針の中で詳しく定めておくべきだと考えますが、赤松農林水産大臣の御所見をお伺いいたします。

また、慢性的な人手不足に直面している現地からは、知事の要請で出動している自衛隊員にも、埋却処分だけではなく、消毒ポイントでの消毒作業等幅広くかつ臨機応変に対応してほしいとの要望があります。大規模災害とも考えられる口蹄疫被害であり、ワクチン接種後は更なる防疫の強化が必要になるわけでありますから、自衛隊員の出勤と作業についてはもっと弾力的に判断できるようにすることが必要だと考えますが、鳩山総理の御所見をお伺いいたします。

最後に、今回の口蹄疫が一日も早く終息して、宮崎県が元の平和な畜産県の姿を取り戻し、全国の農家や消費者に安心、安全を宣言できるよう、関係省庁一体となって事態に対処していただきま

すよう強く要望いたしますして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣鳩山由紀夫君 外山議員にお答えをいたします。

まず、農家の生活支援、経営再建の十分な施策の実行についてお尋ねでございます。

私を本部長とする口蹄疫の対策本部において、政府の総力を挙げて対策に取り組んでいるところでございますが、発生農家の皆様方に対しましては、手当金を迅速に概算払をいたしまして、時価評価の確定後に精算をするということなどによって補償に万全を期してまいりたいと思っておりますが、さらに、飼育コストへの支援やあるいは経営再開までの間の支援策を講ずるなど、農家の方々の生活支援、経営再建に全力を尽くしてまいりたいと思っております。予算について申し上げます、予備費の活用も視野に当然入れさせていただいて、必要な額を国が責任を持って確保いたします。四十九頭の種雄牛の取扱いについてのお尋ねでございます。

確かに四十九頭の種雄牛については、同じ敷地内で口蹄疫が発生したことから、家畜伝染病予防法上、感染の疑いのある牛として殺処分することが必要だと私も政府としては認識をしております。種雄牛は県の貴重な畜産資源であると承知をしておりますが、多くの農家の皆様方に殺処分が前提となるワクチン接種に御協力をいただいている中で、他の農場における防疫措置を円滑に実施するためには、防疫対応を行っている地域の家畜を特別扱いすることは残念ながらないと考えております。ただ、政府としては、宮崎県の畜産復興に向けて、国が保有しております宮崎牛

の種雄牛の提供など、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

また、専門家の意見と現地の状況を踏まえた迅速かつ柔軟に判断する体制の整備についてのお尋ねでございますが、農林水産省としては、四月二十日の発生確認直後、直ちに口蹄疫防疫対策本部を開催をし、あらかじめ定められた防疫指針に基づいて、専門家の科学的見地からの意見を伺いながら、殺処分や消毒などの防疫対応を迅速かつ的確に実施をいたしましたところでございますが、残念ながら口蹄疫の拡大に歯止めが掛からなかったということでございまして、政府としての一連の取組や対策を更に徹底をする、総力を挙げて対策に取り組むため、五月十七日に政府の対策本部を設置をして、その下に現地対策本部を設置をする等万全の態勢をしなければならぬといったところでございます。引き続きまして、現地対策本部において現地の皆様方の御要望を十分に受け止めていただながら、専門家の皆様方の御意見も踏まえながら、迅速かつ柔軟に判断をしてまいりたいと思っております、外山議員にも是非御協力を願いたいと存じます。

自衛隊の災害派遣についてのお尋ねでございます。自衛隊は、五月一日、宮崎県知事からの要請を受けて、これまでに延べ約四千名の隊員の皆さんが、厳しい環境の中、埋却の作業だけではなく、消毒ポイントでの消毒など幅広い活動に柔軟に既に対応いただいているところでございまして、今後とも、自衛隊の活動については、宮崎県と現地対策本部との間で密に連携を取らせていただいて、適切に実施をしてまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣赤松広隆君登壇、拍手)

○國務大臣(赤松広隆君) 外山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、判断体制の整備についてのお尋ねであります。口蹄疫は、家畜伝染病予防法において法定伝染病に指定するとともに、特に重要な疾病として同法に基づき疾病指針を策定し、防疫に備えていたところでございます。

今回の対応については、発生確認後直ちに防疫専門家を現地に派遣し、防疫指針に基づく防疫措置に加えて、疾病の発生状況を踏まえた消毒を徹底すべきとの専門家の意見、また人員の増派等地元の要望等を十分に受け止め、その対応について細かく実施をしてまいりました。

五月十七日には、政府総力を挙げて口蹄疫の感染防止に取り組むため、内閣に総理大臣を本部長、官房長官と私を副本部長とする口蹄疫対策本部を設置いたしました。また、山田副大臣を本部長とする現地対策本部を設置し、総理補佐官及び各省担当責任者が常駐し、地元との連絡体制を強化いたしました。

専門家からのワクチン使用を検討すべき時期との意見を踏まえ、現在、十キロメートル圏内のすべての牛、豚を対象にワクチン接種を実施しているところでございます。昨日現在で、豚については全頭のワクチン接種が終了いたしました。牛については若干残っているという状況で、全体としては九五%を超える実施率ということで、何とか今日中にはほとんどの牛、豚のワクチン接種が終了するのではないかとというふうに思っております。

農林水産省といたしましては、引き続き、専門家による科学的な御助言を踏まえた的確な防疫措置を実施するとともに、現地の方々からの要望を十分受け止め、一日も早く口蹄疫の清浄化が成し遂げられるよう全力を尽くしてまいっている所存でございます。

次に、消毒の徹底についてのお尋ねであります。が、今般の宮崎県における口蹄疫の感染拡大を防止するため、移動制限区域等を設定するとともに、家畜伝染病予防法による防疫指針に基づき消毒の徹底に努めているところであります。

まず、発生農場付近については、畜産関係者の農場への出入り時の消毒、ウイルスに汚染するおそれのあるすべてのものに十分な消毒を行い、加えて、移動制限区域の出入りによる感染を防止するため、消毒ポイントを移動制限区域の境界部分を中心に百六十か所余り設置し、そのうち八十か所では一般車両も対象とした消毒を実施しているところでございます。これら消毒を通じた防疫措置が円滑に進むよう、全額国費による消毒薬散布の決定、消毒ポイントへの人的派遣、延べ一千七百七十六名等を実施しております。

政府、宮崎県が一体となり、引き続き全力を尽くし、口蹄疫対策に万全を期していく決意でございますので、議員のまた御協力、御指導をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 松下新平君。

(松下新平君登壇、拍手)

○松下新平君 イギリスで二〇〇一年に口蹄疫が猛威を振るいました。その被害は、感染施設数二千三十、殺処分された家畜は六百万頭を超え、損害額は日本円で一兆円にも達しました。終息の

後、翌年、この事例を分析した調査報告書には次のように記されています。政府の危機管理の失敗と、初動の対応の遅れやワクチン接種を見送ったことが挙げられています。

議場の皆さん、国民の皆さん、このイギリスでの教訓を心に留めてお聞きいただきますようお願い申し上げます。

自由民主党を代表して、ただいま報告のありました宮崎県で発生した口蹄疫に関し、質問いたします。

手塩に掛けて育ててきた家族同然の家畜を何の落ち度もないのに処分せられた農家の皆さん、今日は大丈夫か、今日は大丈夫かとおびえながら必死の防疫を取られている農家の皆さん、この間、この時間も必死に殺処分や埋却、消毒など一連の作業に従事されている方々など、関係すべての皆さんの顔を思い浮かべながら、農家出身の一人としてただただまいります。なお、答弁が不明確、不十分である場合には、再質問、再々質問を行う考えがあることをあらかじめ申し上げます。

我が国でも、十年前に宮崎、北海道で口蹄疫が発生いたしました。実に、前回発生から九十二年を経ての発生でした。宮崎、北海道で起きているのではない、日本で起きているんだ、これは当時の自由民主党総合農政調査会最高顧問の江藤隆美先生が関係者に呼びかけられた言葉です。

九十二年たつてですから、だれも経験がないわけです。現場は経験がない中でしたが、必死の防疫で協力しました。私も地元の県議会議員として対処しておりましたので、鮮明に覚えております。まさにこの言葉どおりに、日本全体の防疫の観点から、政治のリーダーシップによって、発生

直後、即座に予備費を含め百三十億を確保し、様々な施策を次々に打ち出し、最小限にとどめることに成功したのでございます。OIEは、この早期の終息に世界に例を見ないと絶賛し、我が国の獣医学、家畜衛生は高い評価をいただいたのでございます。もちろん、今回の発生ケースと様々な状況の違いはございますが、肝心なのは、リーダーの認識、心構えが重要、たということです。

家畜伝染病への対処は、イギリスの教訓のとおり、時間との勝負です。初動が決定的に重要であり、最悪のケースを想定して行うのが危機管理のイロハでございます。当時、江藤隆美先生も宮崎の選出ということで奮闘したこともあったでしょうが、それよりも増して、大所高所から日本の防疫の認識、重要性による取組が功を奏したのだと考えます。これは宮崎、北海道で起きているのではない、日本で起きているんだ、この認識を改めて共有したいと思っております。

そこで、昨日、非常に看過できない閣僚の発言がありましたので、まず最初に防疫対策の本部長として鳩山総理の答弁を求めます。

その発言とは、中井治国家公安委員長の昨日の閣議後の会見での発言です。口蹄疫が広がっているこの問題に関して、隔離したエース級種牛六頭のうち一頭が感染の疑いで殺処分されたことについて、中井大臣は、信じられないような隔離の仕方、同じトラックで運ぶとか、同じ牛舎に入れたとかと述べたとされております。宮崎県の東国原英夫知事がエース級以外の種牛四十九頭の延命を求めたことについては、中井大臣は、六頭の隔離のやり方を失敗したから、残りを何とかというのはちよつと違うと批判されましたと報道しました。

これは全くお門違いです。そもそも、初動がきちんととされていれば、このような事態にならなかったのです。本末転倒です。鳩山総理を本部長とする防疫対策本部が設置され、中井大臣はこのメンバーでもあり、このメンバーの発言ですから看過できません。

さらに、会見では、米軍普天間飛行場の移設問題に関連し、社民党の福島みずほ党首の言動について質問された際、福島党首が宮崎の御出身と述べた上で、宮崎の人というのは口蹄疫の対策でも頑固なところがあるから、赤松さんも苦勞していると言ったと報道されました。

私は耳を疑いました。今、苦しい、厳しい宮崎県、宮崎県民の置かれている状況に何と卑劣な発言でしょうか。もちろん、宮崎出身だから悔しいといった次元ではなくて、対策本部のメンバーである大臣として全くなっておられません。そのような認識で危機管理ができますか。それが生活第一を掲げる政党ですか。一事が万事です。中井大臣のこの発言に対して、防疫対策本部長として、鳩山総理、即刻罷免してください。

四月二十日の疑似患者確認から今日で一月と六日になります。既に関係者の体力、気力共に限界に達する中、更に大量の未患者の牛、豚までも手に掛けなければならない、このことがどんなにつらいことか、総理、分かりますか。また、関係者の皆様が今後の生活にどんな不安を感じておられるか想像できますか。

殺処分された牛や豚について、個別の家畜の価格に見合った評価方式で全額補償することなどが宮崎県と合意されています。しかし、これは最低限の補償であります。鳩山総理、農家を始めとする感染地域の方々には、この瞬間も口蹄疫と

闘っておられ、毎日が不安でなりません。感染を一刻も早く止めると同時に、現在の合意から一歩も後退することなく万全の補償を実施されることをこの場でお約束願います。

さらに、地元の試算を勘案しますと、現状復帰には一千億円、一千五百億円を超える予算が必要と言われているとあります。総理は、昨日の衆議院本会議で古川代議士の質問に対して、やり過ぎたと言われるほどやりすぎと答弁されました。有り難いことです。それでは、具体的にやり過ぎだと言われるほどとは補償にどれぐらいの予算が必要と考えるのか、併せてお答えください。総理、沖縄普天間基地の移設先が座礁してしまったように、努力したけれども、頑張ったけれどもできません。は話になりませんよ。

今回の発生に当たって、こんなにも感染が拡大し三十万頭以上の殺処分に及んでしまったのはなぜでしょうか。それは、政府の危機意識が余りに低く、初動が遅れ、感染封じ込めに失敗したことにはかなりません。標榜する政治主導が泣きまです。政務三役がかえって足かせになりました。山火事で例えれば、火が蔓延してから消防団が出勤するようなものです。私の五月十三日の参院農林水産委員会での質問に対して、赤松大臣は、口蹄疫自体の報告を受けたのは第一例目確認の前日の四月十九日とおっしゃいました。あれだけ韓国などで猛威を振るっていたにもかかわらず、遅過ぎます。

自民党政権下での対応を紹介しましたが、私どもは、当時の経験を生かし、発生後直ちに党内に対策本部を立ち上げました。そして、発生翌日には我が党の宮腰農林部会長と地元議員が、四月二十八日には本部長である谷垣総裁も現地入りし、

農家の方々の声を直接伺った上で、計三回にわたる政府に具体策を申し入れてきました。感染拡大防止のため防疫対策を徹底すること、このようなきめ細かい要求をいたしました。

しかし、その時点で、鳩山総理、赤松大臣に危機意識は全く希薄でした。特に赤松大臣は、我が党が、先ほど申し上げましたように、谷垣総裁の視察結果を踏まえ、万全の対策を申し入れたまさにその日、外遊に出かけました。四月三十日から五月八日まで、メキシコ、キューバ、コロンビアへ外遊に出かけました。赤松大臣はよく農林水産委員会の答弁で、今ごろでは駄目だ、私に前もってなぜ言わなかったのかとおっしゃいますが、我々は、この非常事態に大臣が国を離れる場合ではないと外遊の取りやめを前もって要請しておりました。それを振り切ったの外遊でした。

畜産農家の皆さんが苦しんでいる真つただ中、九日間にもわたって外遊に出かけられた目的は何でしょうか。そして成果はどのようなものでしょうか。農水省はEPAに関するものと説明されていますが、訪問先の一つであるメキシコとは二〇〇五年に既にEPAが発効済みであります。口蹄疫発生の中で、どうしても行かなくてはならなかったんでしょうか。赤松大臣、被災された畜産農家の皆さんが納得する答弁をしてください。

また、鳩山総理は、赤松大臣が口蹄疫対策より優先された外遊は適切な対応だったと考えておられるのですか。いかがですか。また、先ほど、赤松大臣が今回の口蹄疫の説明を受けたのが発生確認の前日ということを含め、遅過ぎると指摘しましたが、鳩山総理自身がこの口蹄疫について認識されたのはいつの時点ですか。併せてお答えください。

我が党は、蔓延する状況に苦渋の政治判断をすべきと、五月六日に一定エリア内における全頭殺処分、これを要請しておりました。しかし、当初、政府は拒否しました。そして、発生から一か月たつてようやく方向転換をしました。初動段階で迅速に対策を打ち出していれば、被害の拡大防止だけでなく、財政支出も抑えられたはずであります。明らかに政治判断のミスです。鳩山総理、今回の口蹄疫の大量感染は、政府の認識の甘さ、危機に対する感覚の鈍さが引き起こした人災ですよ。正直な考えをお聞かせください。

最後に、今後の対応について、鳩山総理、原口総務大臣にお伺いいたします。

自民党は昨日、家畜の全頭処分や埋却を国の責任とし、被災農家への手当金や処分費用を国の全額負担とする口蹄疫対策緊急措置法案を衆議院に提出いたしました。家畜伝染病予防法は昭和二十六年の制定であり、現代のグローバル化、経営の大規模化には対応できません。地域再生支援のために基金を創設し、地域の実態に即した対策を柔軟に行えるようにすることが急務であります。政府・与党の皆さんには積極的に協議に応じていただき、一刻も早く感染を食い止め、殺処分した畜産農家への補償を法的に裏付けして、関係者を安心させていたいただきたいと思えます。鳩山総理、我が党の提案に対して、待ったなしの状況にどう対応されますか。明確にお答えください。

原口総務大臣には、昨日の衆議院本会議で古川代議士の質問に対して、現行法でやることはすべてやる、現行法にないものは枠を超えてやる、と勇ましく答弁されました。それでは、具体的にお伺いします。何をしてくださいますか。財源の心配はありませんか。明確な御答弁を求めます。

このような状況下であります、涙の出るような有り難い話もありました。宮崎県にふるさと納税制度に基づく寄附の申出や義援金が全国から多数寄せられていることです。全国各地から励ましの声も元氣が出ます。本当に皆様方の善意が身にします。宮崎県民の一人として、心から厚く厚く御礼を申し上げます。

十年前の口蹄疫も原因の特定には至りませんでした。原因が特定できないということは、不可抗力、天災と同じです。ある日突然、通常の生活が壊れてしまうのです。皆さん、これまで日本各地で幾度となく被災した地震や豪雨災害と同じではないでしょうか。今後、日本のどこで発生するかわかりません。日本の防疫の課題としてとらえることが重要です。

冒頭にイギリスでの二〇〇一年の報告書を紹介しましたが、イギリスでは、六年後に再び発生したときにはこの教訓が見事生かされ、約一か月間で終息することに成功したそうです。二十一世紀は人類とウイルスとの闘いの世紀になると予測する学者もいます。我々は謙虚に、そして周到に備えておかねばなりません。

私たち自由民主党は、これからも現場に足を運び、皆様たちの声を真摯にお聞きし、解決策を見出していくことをお約束します。そして、今回の口蹄疫の一刻も早い事態の終息を祈り、畜産王国宮崎の復活を誓い合いながら、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣鳩山由紀夫登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 松下議員にお答えをいたします。

まず、中井大臣の発言についてのお尋ねでござ

います。

四十九頭の種雄牛につきまして、同じ敷地内で口蹄疫が発生したこと、家畜伝染病予防法上、感染の疑いのある牛として殺処分することが必要でございます。種雄牛は県の貴重な畜産資源であると承知をしておりますけれども、多くの農家の皆様方に殺処分が前提となるワクチン接種に御協力をいただいていただいている中で、他の農場における防疫措置を円滑に実施するためには、防疫対応を行っている地域の家畜を特別扱いすることは適当ではないと考えております。その意味で、中井大臣の口蹄疫に関する発言は誤解を招く表現があったかもしれないと思っておりますが、このような緊迫した状況の中で、口蹄疫の蔓延防止への大臣の強い思いから発したものだと思っております。

農家への万全の補償についての質問でございますが、農家の皆様方にとって、大切に育ててこられた豚や牛に心ならずも殺処分を前提にワクチンを打つことや飼育途上の豚や牛を早期に出荷せざるを得なくなることは、言葉には表せない辛い話である私も理解をいたします。政府として、一日でも早く口蹄疫の清浄化を成し遂げるとともに、農家への時価評価での補償やワクチン接種から殺処分までの間の飼育コストの補てんなど、農家の皆様方の補償に万全を期してまいりたいことをお約束をいたします。

補償に係る予算についての御質問であります。殺処分を余儀なくされた農家の方に対しては、時価による評価で補償を行うほか、生活支援あるいは経営再建支援など万全の対応を講ずることといたしております。これらの措置を着実に実施、実行してまいりたいために、予備費の活用も視野

に入れて必要な財源を確保いたします。

農林水産大臣の海外出張についてのお尋ねであります。赤松農水大臣は、四月三十日から五月八日までの間、メキシコなどを訪問いたし、EPAの再協議や水産資源管理の協力など当面の懸案事項について意見交換を行ったと承知をしております。この間も赤松大臣は、連日、本国の農水省と連絡を取りながら口蹄疫についての指揮を執り、例えば政府といたしましても、自衛隊の派遣など適切な措置を講じていたものと、そのように理解をいたしております。

口蹄疫を認識した時期でございますが、農林水産省から、四月二十日未明の発生確認直後に速やかに報告を受けております。

政府の危機管理についてのお尋ねでございますが、口蹄疫の発生は危機管理上重大な課題であると認識をしております。したがって、四月二十日の発生確認直後、防疫措置の実施など迅速に対応し、現在は口蹄疫対策本部において総力を挙げて対策に取り組んでいるところでございまして、断固たる決意を持って口蹄疫の撲滅を図ることによってその責任を果たしてまいりたいと考えております。

自民党提出の口蹄疫対策緊急措置法案についてのお尋ねでございますが、現在、一刻も早く終息をさせるために、殺処分などの防疫措置の実施や農家への補償、さらには経営再建支援など、前例にとらわれることなく内閣の総力を懸けて取り組んでいるところでございます。なお、この立法措置に関しましては、強制殺処分などについてその必要性を認識しているところでございます。現在、各党でも議員立法が検討され提出をされてい

ても、各党とも連携を取りながらしっかりと対応してまいりたいと、そのことを申し上げておきます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣赤松広隆君登壇、拍手〕

○国務大臣(赤松広隆君) 松下議員の御質問にお答えいたします。

私につきましては、海外出張についてのお尋ねでございました。

私は、今総理も申し上げましたように、四月三十日から五月の八日までの間、メキシコ、キューバ及びコロンビアを訪問し、懸案の外交事案について対処してまいりました。

メキシコでは、昨年四月以降、EPAの五年後というところで再協議を行っております。本年二月、三月と先方のマジョルガ農牧大臣が来日して、私との交渉を行ってまいりました。双方の立場は接近しつつありますが、今回私が訪問して交渉することで、鉱工業品も含めて協議全体が詰めの段階に入つたと認識をいたしております。

キューバでは、私は、悪化する食料事情に対処して、水産、米等の技術協力につき要望を受けるとともに、両国間で懸案となっている債権問題について、カストロ議長等へ解決の道筋を付けるよう強く促してまいりました。その結果、おとといでございますけれども、民間長期債務の半額がキューバから日本に振り込まれました。そして、中央銀行副総裁、それから国立銀行副総裁も私の強い進言によつて二十四日から日本に来て、今、日本のこうした公的及び民間債務の交渉が始まったところでございます。

コロンビアからは、かねてからEPA交渉開始

の要請がありました。直接ウリベ大統領等に会い、農業のセンシティブティーターが確保されなければならぬ旨を交渉の前提として申し上げてまいりました。

このほか、各国との間で、ワシントン条約締約国会議、CITES、捕鯨、WTO、APEC、生物多様性条約などに関し、当面する懸案事項について意見交換を行ってまいりました。

なお、この間も私は、連日、本国の農水省と連絡を取りながら口蹄疫についての指揮を行ってきたところでございます。(拍手)

(国務大臣原口一博君登壇、拍手)

○国務大臣(原口一博君) 松下議員から口蹄疫対策の今後の対応についてお尋ねがございました。

口蹄疫の発生は危機管理上重大な問題であり、防疫対策が迅速に実施されるよう、まずは現行法の枠組みの中でできる限りの対応をする必要があると判断し、殺処分した家畜の五分の一の農家負担分について宮崎県が肩代わりをする場合には、今回の特例措置として全額を特別交付税で措置することとしたものでございます。今までは五割の措置でございました。これを十割の措置にする。

しかも、特別交付税は込みで来ますから、どの部分がか蹄疫対策か分からないという宮崎県の、あるいは市町村からの御要望を受けて十二月に交付をすると、こういうことを決定したところでございます。

また、現行法の枠を超えた対応について、地方財政を所管する大臣として、地元自治体の意見も十分にお聞きした上で、今議員がお話しになりました指定区域内の家畜の殺処分あるいは埋却あるいは疑似患者等の処分、こういったものについても地方の負担が予想をされます。そういう負担

に、地元自治体にこたえるべく、十分にお聞きした上で関係省庁に対して法的な対応も含めて検討を求めるなど、適切に対処してまいります。(拍手)

○議長(江田五月君) 渡辺孝男君。

(渡辺孝男君登壇、拍手)

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。

た、いま議題となりました宮崎県で発生した口蹄疫に関する報告に対して、公明党を代表して、鳩山総理並びに関係大臣に質問をいたします。

本題に入ります前に、口蹄疫の発生農家及び経済的並びに心身共に様々な影響を被っている方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い清浄化と生活の再建をお祈り申し上げます。また、昼夜を分かたず防疫対応に当たっておられる方々に心より敬意を表します。

それでは、本題に入ります。口蹄疫はウイルス性の伝染病で伝染力が強く、一度侵入すると大流行を起こすため、各国が防疫対策に力を注いでいます。

日本でも二〇〇〇年に約九十年ぶりに宮崎県と北海道で発生しましたが、そのときは牛のみの感染で七百四十頭の処分を行い、三か月で終息しました。

今回、十年ぶりに四月二十日に宮崎県で口蹄疫が確認されたわけですが、既に昨年より東アジア各地で口蹄疫の感染が確認されており、本年一月二日には韓国でも発生したことから、農林水産省は一月七日と四月九日に都道府県に対し注意喚起を通知していました。しかし、残念ながら、今回は二〇〇〇年と比較にならないほどの大規模発生となつてしまいました。

そこで、まず赤松農林水産大臣に、二回の注意喚起通知発信時の口蹄疫国内発生危機認識について伺います。また、赤松農林水産大臣から鳩山総理に、口蹄疫国内発生危険性について、いづごろどのように報告をしていたのか、伺います。あわせて、一月七日の注意喚起通知後に政府としてどのような具体的な対策を行ったのか、赤松農林水産大臣に伺います。

公明党は、口蹄疫疑似患者が宮崎県内で相次いで確認されたことを重視し、四月二十三日に、公明党宮崎県本部が東国原宮崎県知事に対して、一層万全な蔓延防止のための防疫措置の実施、畜産農家等に対する経営安定化のための総合的な対策を求める申入れを行いました。また、四月二十九日には、東順治副代表を本部長とする公明党口蹄疫防疫対策本部を立ち上げ、同日、現地調査を行いました。

現地では、県内外からの応援も得て、連休返上で消毒や殺処分、埋却などの作業に必死に取り組んでいる一方で、赤松農林水産大臣は一度も現地に入ることなく、四月三十日から五月八日までメキシコ、キューバ、コロンビアへと海外出張に出かけてしまいました。その間は、福島国務大臣が農林水産大臣臨時代理を務めることになりました。

そこで、赤松農林水産大臣に伺います。口蹄疫は拡大の一途をたどっておりましたが、外遊中、農林水産省防疫担当者あるいは宮崎県知事と口蹄疫対策についてどのような情報交換を、対応を省庁に指示していたのか、お答えください。次に、宮崎県出身の福島国務大臣に伺います。臨時代理の職責にある間、どの程度の頻度で口蹄疫の情報を受け、どのような蔓延防止対策に取り組まれていたのか、また、現地調査の必要性についてどのように考えておられたのか、お答えください。

また、平野官房長官に伺います。防疫体制強化と関係農家等の支援のためには、道路や空港などでの消毒の徹底や埋却地の確保、自衛隊の応援、関係畜産農家への金融・財政支援といった関係省庁との連携が重要となります。関係府省の局長級会議の開催が四月三十日と遅れたのは何ゆえなのか、お答えください。

次に、鳩山総理に伺います。赤松農林水産大臣の外遊など担当大臣の危機意識の欠如、関係省庁連絡会議の開催の遅れ、また、全閣僚による政府対策本部の発足が五月十七日になり、口蹄疫発生から一か月後と遅きに失したこと等に対してどのように責任を感じておられるのか伺います。

さて、公明党の口蹄疫防疫対策本部と農林水産部会は、これまでの現地調査や関係畜産農家などの要望を踏まえ、五月十二日に平野官房長官並びに赤松農林水産大臣に対して口蹄疫防疫に関する提言を行いました。その主要項目である、一、殺処分された家畜に対する一〇〇%の補償、二、殺処分された家畜の埋却場所の確保、三、処分までの期間に掛かる費用負担の軽減、四、殺処分・埋却費用などを全額国庫負担とすること、五、出荷停止などで収入が途絶える農家に対する一時金支給、六、畜産経営再建支援及びウイルスの国内侵入ルート並びに蔓延原因の解明と抜本的な予防策の検討について、赤松農林水産大臣にその後の対応を伺います。さらに、防疫対策や畜産農家等の支援などで公

明党は一千億円規模の措置を求めていましたが、この点について鳩山総理の実施に向けての決意を伺います。

また、これらの対策を迅速に行うためには特別措置法の制定を急ぐ必要があります。公明党は、一、殺処分された家畜等に対する全額補償、二、所有者に代わる国や県などによる埋却の推進、三、地域内を移動する人や車両等の消毒義務付け、四、非感染牛の予防的殺処分とその補償などの内容を盛り込んだ法案を五月二十五日に参議院に提出しました。この口蹄疫対策特別措置法案についての鳩山総理の所見を伺います。また、政府として、緊急対応のための新法案提出や家畜伝染病予防法の改正などを検討しているのか否かについて鳩山総理に伺います。

次に、赤松農林水産大臣に伺います。
殺処分予定であるが未感染のまま生き延びられる可能性のある種雄牛を守るための特例的措置を行うこと、及び新たな種雄牛の育成に対する支援策について、並びに不足している家畜の疾病予防や食肉検査に当たる公務員獣医師確保対策についてお答えください。

最後に一言、鳩山総理に申し上げます。
為政者に対する戒めとして先憂後楽という中国の格言があります。今回の口蹄疫の蔓延防止対策に見られた初動の遅れと後手後手の対応は、為政者として心得るべき先憂の危機管理が鳩山内閣には欠けていることを如実に示しています。

鳩山総理におかれましては、民の憂い募りて国滅ぶというもう一つの中国の故事に思いを致し、そのような結果を招くことがないよう、国民の憂いを敏感に感じ取り、リーダーシップを発揮して課題解決を図っていただきたい。もし、担当大臣

がその任に堪えざる判断したならば、あるいは自らがその任に堪えざると自覚されたならば、国民の憂いが更に増大することがないよう、迅速、的確な行動を取られますようお願い申し上げます、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 渡辺議員にお答えいたします。

政府の対応とその責任についてのお尋ねでございます。

農林水産省としては、四月二十日未明の発生確認直後、直ちに赤松大臣を本部長とする口蹄疫対策本部を開催し、殺処分や消毒などの防疫措置の確な実施を指示したところでございます。なお、四月二十八日以降、関係省庁の連絡会議を開催して対応もいたしております。また、農林水産大臣、五月の連休の海外出張中にも、毎日の状況報告を受けて、政府として、例えば自衛隊の派遣などを行う対応をしていたところでございます。

さらに、対策を徹底していくために、五月十七日に口蹄疫対策本部を設置をし、消毒の徹底、さらには現地対策本部の設置などの基本的方針を決めたところでございます。対策本部の方針に基づいて、断固たる決意で口蹄疫の撲滅を図っていかねばなりませんし、その責めを果たしてまいりたいと存じます。

防疫対策や畜産農家等の支援についてのお尋ねでございます。

政府としては、感染拡大のための防疫対策はもちろんでありますが、大きな打撃を受けられた農家の経営再開に向けての様々な支援や自治体への財政支援など、これも総力を挙げて対策に取り組

んでまいりたいと存じております。
公明党提出の特別措置法についてのお尋ねでございます。

現在、一刻も早く終息させてまいりたいために、前例にとらわれることなく内閣の総力を挙げて取り組んでいくところでありますが、公明党さんが今四つの観点から御主張されましたが、具体的に私も政府が考えております措置は、まず一番目に、家畜の評価額と手当金の差額を県が措置をした場合における全額の特別交付税の措置、二番目として、埋却地を確保するための国有地などの使用の調整や埋却地を自ら確保した生産者への財政の支援、三番目として、一般車両を対象にした約八十か所を含む約百六十か所の消毒ポイントに対する人的支援及び財政支援、さらに四番目として、殺処分を前提としたワクチン接種及び経営再開支援を実施しているところでございます。

したがって、御提案の法案につきましても、国会で御議論いただくべきものではございません。また、そこに盛り込んでおられる内容は既に政府で実施済みのものも多いというふうに理解をいたしているところでございます。

なお、新法の提出及び家畜伝染病予防法の改正についてのお尋ねでございます。

口蹄疫の発生は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、口蹄疫対策本部において総力を挙げて取り組んでいるところでありますが、一刻も早く終息をさせるために、断固たる決意を持って臨まなければなりません。立法措置についてはございますが、強制の殺処分などについてはやはり立法措置が必要であるか、そのようにも認識しております。したがって、現在、各党で議論をしておりますので、議員立法も既に提案

もされているところでもございますが、政府として連携を取りながら対応してまいりたいと考えておるところでございます。

残余の質問につきましては、関係大臣に答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣赤松広隆君登壇、拍手〕
○国務大臣(赤松広隆君) 渡辺議員の御質問にお答えをいたします。

まず、口蹄疫国内発生への危機意識についてのお尋ねであります。農林水産省は、口蹄疫の国内発生を未然に防止するため、各都道府県に対し近隣諸国での口蹄疫の発生に関する情報提供を行ってきたところでございます。特に、台湾や韓国での発生の確認を受け、昨年二月十九日、本年一月七日及び四月九日には、都道府県に対し早期警戒や衛生管理の徹底などの防疫措置に万全を期すよう再三にわたり要請をいたしました。

また、我が国への口蹄疫ウイルスの侵入を防止するため、本年一月七日付けで、韓国からの豚肉等の輸入手続を停止するとともに、口蹄疫発生国からの入国者の靴底や車両の消毒などの水際対策を改めて徹底してきたところでございます。このように、近年の我が国周辺地域における口蹄疫の発生に対し危機意識を持って対処してきたところでございます。

次に、鳩山総理への報告についてのお尋ねでございます。農林水産省では、四月二十日の未明の口蹄疫発生確認後、直ちに私を本部長とする口蹄疫防疫対策本部を開催し、移動制限や殺処分等の防疫措置の確な実施を指示いたしました。総理へは、口蹄疫の発生確認直後、官邸及び内閣官房を通じて速やかに報告し、その後も随時状況を報告いたしておるところです。

総理からは、五月一日、自衛隊の宮崎県への災害派遣の御指示をいただくとともに、五月十七日には、政府総力を挙げて口蹄疫の感染拡大防止に取り組むため、内閣に総理大臣を本部長、官房長官と私を副本部長とする口蹄疫対策本部を設置いたしました。

引き続き、本部長である総理の指揮の下で、口蹄疫の拡大防止のため、関係省庁と一体となって総力を挙げて対策に取り組んでまいりる所存でございます。

次に、一月七日以降の政府の口蹄疫対策についてのお尋ねであります。本年一月の注意喚起通知は、韓国において数年ぶりに口蹄疫が発生したことを受けて発出したものであり、各都道府県に対し、早期警戒や衛生管理の徹底などの防疫措置に万全を期すよう要請いたしました。

具体的な対応としては、我が国への口蹄疫ウイルスの侵入を防止するため、同日付けで韓国からの豚肉等の輸入手続を停止するとともに、口蹄疫発生国からの入国者の靴底や車両の消毒などの水際対策を改めて徹底したところであります。

さらに、四月九日には、韓国における新たな発生が確認されたことから、改めて都道府県に注意喚起の通知を発出いたしました。

次に、外遊中の対応についてのお尋ねでございますが、私の海外出張に先立ち、口蹄疫対策について、発生状況に応じたシミュレーションなどの事前検討を行い、政務三役が認識を共有いたしました。その上で、出張している間には、出張先において口蹄疫の新たな発生や防疫措置の実施状況について毎日報告を受け、指示をいたしたところでございます。私が出張している間は、政務二役

が交代で在京し、宮崎県とも連携して迅速な対応を取れる体制を整え、私も口蹄疫の新たな発生や防疫措置の実施状況についてその都度報告を受け、必要な指示をしていたところであります。

次に、公明党の口蹄疫防疫に関する提言についてのお尋ねであります。口蹄疫については家畜伝染病予防法において法定伝染病に指定するとともに、特に重要な疾病として同法に基づき防疫指針を策定し、防疫に備えてきたところでございます。今回の対応については、防疫指針に基づく防疫措置に加えて、疾病の発生状況を踏まえた専門家の意見、また地元の要望等を十分に受け止め、きめ細かく実施してまいりました。

具体的には、疑似患者については手当金を概算払で速やかに支払うとともに、家畜の評価額と手当金の差額五分の一について県が措置した場合、全額特別交付税を措置、蔓延を防止するための殺処分を前提としたワクチン接種及び経営再開支援等、適時適切に前例にとられない対応を行ってきたと認識をいたしております。農林水産省としては、引き続き専門家による科学的な御助言を踏まえた的確な防疫措置を実施するとともに、現地の方々からの要望を十分に受け止め、一日も早く口蹄疫の清浄化が成し遂げられるよう全力を尽くしてまいりる所存でございます。

最後に、種雄牛保護等と公務員獣医師確保対策についてのお尋ねでございます。

種雄牛につきましては、御承知のとおり、法に従って宮崎県が疑似患者としたものでございまして、また、法律には疑似患者としたものではないと書いているわけではございません。種雄牛が県の貴重な畜産資源であると承知はいたしております

けれども、こうした法の原則があるということをして是非御理解をいただきたいと思います。

しかしながら、多くの農家の皆様に殺処分が前提となるワクチン接種に御協力をいただいている中で、防疫措置を円滑に実施するためには、防疫措置の基本を遵守することが重要であり、特別扱いすることは適当ではないと考えております。

新たな種雄牛の育成支援策については、宮崎県の方針も伺いながら、現在、独立行政法人であります家畜改良センターが持つております宮崎県の種雄牛を始めとした遺伝資源を宮崎県に提供するなど、最大限支援をしていきたいと思っております。

今般の宮崎県における口蹄疫の防疫対応については、各都道府県から派遣された獣医師の方々には多大なる御協力をいただいていると承知をしております。こうした公務員獣医師や産業労働獣医師については、獣医系大学の学生に対する修学資金の給付等の対策を通じて、その確保に取り組む方針でございます。

以上です。(拍手)

(国務大臣福島みずほ 登壇、拍手)

○国務大臣(福島みずほ) 口蹄疫の被害に遭われているすべての皆さんに心からお見舞いを申し上げます。また、現在、現場で献身的に取り組んでいる皆さんに心から敬意を表します。

農林水産大臣臨時代理として、口蹄疫の新たな発生や防疫措置の実施状況について、その都度報告を受けてまいりました。四月二十九日に宮崎に入られた山田副大臣からは、その後、発生状況やそれらへの対応策、また畜産農家への経営支援等の関連対策の説明を受け、しっかりと対応するよう指示をいたしました。

七日の閣僚懇談会では、関係各省と連携し、防疫措置を的確に実施すること、国民への正確な情報提供を徹底し、いわゆる風評被害が広がらないよう冷静に対処することなどについて、農林水産大臣臨時代理としてお願いをいたしました。また、同日、東国原知事と埋却地の確保や人員支援、生活支援、経営支援について意見を交換し、要望を伺いました。

その後、消費者担当大臣として十六日、宮崎県を訪れ、知事と更に意見交換を行いました。また、川南町へ行き、川南町長、現場で対応されている自衛隊や国や県や市町村の担当の皆様、そして商工会議所の皆様と意見交換をいたしました。

また、農家の方々と直接会うことは禁止されておりまして、電話やあるいは文書をたくさんいただきます。今日に至り、口蹄疫が撲滅されていないことは極めて残念です。私のふるさと宮崎の畜産に關して、現地で把握した課題や要望を今後の対応に生かし、生活支援や宮崎県の畜産の救済と再建に力を尽くしてまいります。(拍手)

(国務大臣平野博文 登壇、拍手)

○国務大臣(平野博文) 渡辺議員に、関係府省の局長会議の開催が四月三十日と遅れたのはどういふことかと、こういう御指摘でございますが、政府といたしましては、四月の二十日の口蹄疫発生確認後、直ちに農林水産省におきまして赤松大臣を本部長とする対策本部を立ち上げ、防疫措置、経営対策、消費対策、防疫措置に取り組む農家を支援することを主眼に対策を開始をいたしました。

その後、発生している農家が大部分牛であったことなどの状況を踏まえつつ、農水省を中心に追

加的な防疫措置を実施してきたところでございます。

内閣官房としても、四月の二十日の発生確認後、直ちに官邸、関係省に発生情報を通報するとともに、危機管理の観点からは緊急連絡体制など養鶏における鳥インフルエンザ対策と同様に連絡網を立ち上げ、順次、発生状況等の関係省庁への情報提供を行ってまいりました。また、ゴールデンウィークを控え、交通、観光、学校などの関係者への情報掌握、食肉の安全性などについて正確な情報提供の促進、普及を図ってきたところでございます。

しかしながら、四月の二十八日にえびの市での大規模な発生が確認され、移動規制区域等が熊本県、鹿児島県に及ぶ事態となったことから、内閣官房主催で関係省庁の課長級の会議を始めたわけでございます。各省が把握している情報の交換を行うとともに、宮崎県関係者の風評被害の影響等について関係省庁と協議をいたしました。

四月二十九日、山田農水副大臣が宮崎県対策本部との意見交換を開始し、さらに四月三十日、宮崎県におきまして特に豚の発生頭数が大幅に増加をした事態を踏まえ、内閣危機管理監が主宰をする局長級の関係省庁連絡会議を開催し、自衛隊派遣の準備に着手したところでございます。

このように、政府としては、口蹄疫の発生確認後、迅速に対応を講じてきたところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) 日程第二 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。経済産業委員長木俣佳丈君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(木俣佳丈君登壇、拍手)

○木俣佳丈君 たいいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年、国際的な資源獲得競争が激化し、金属鉱物等の資源の安定的な供給を確保することの重要性が一層増大していることにかんがみ、我が国企業による資源確保の支援を強化するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、JOGMECの業務に金属鉱物の鉱山買収のための出資を追加するとともに、JOGMECが出資や債務保証を行うための資金について政府保証付長期借入金等により調達することを可能とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、資源確保施策におけるJOGMECの役割、JOGMECの業務に金属鉱物の鉱山買収のための出資を追加する理由、都市鉱山の活用によるレアメタル・リサイクルの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

た。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百八
賛成 二百
反対 八

よって、本法案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 日程第三 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。国土交通委員長椎名一保君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(椎名一保君登壇、拍手)

○椎名一保君 たいいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経

過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の排他的経済水域及び大陸棚が、天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全、その他の活動の場として重要であることにかんがみ、これらの保全及び利用の促進を図るため、排他的経済水域等の保持に必要な低潮線の保全、排他的経済水域等の利用に関する活動拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に関する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律の海洋政策、領土保全に果たす役割、低潮線保全区域及び拠点施設の整備対象となる離島の指定見通し、海洋資源の開発状況と環境保全対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百八
賛成 二百八
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第四 PTA・青少年教育団体共済法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教科学委員長水落敏栄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔水落敏栄君登壇、拍手〕

○水落敏栄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院文部科学委員長提出によるものであり、青少年の健全な育成と福祉の増進に資するため、PTA及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立しようとするものであります。

委員会におきましては、田中眞紀子衆議院文部科学委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第五 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長柳田稔君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔柳田稔君登壇、拍手〕

○柳田稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現在、児童扶養手当が支給されていない父子家庭の生活状況等にかんがみ、当該家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ、これと生

計を同じくする父に児童扶養手当を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、一人親家庭の現状、父子家庭の父に児童扶養手当を支給する理由、一人親家庭に対する自立支援策の推進等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局しましたところ、公明党を代表して山本博司理事より、配偶者からの暴力等を原因として父母が事実上離婚状態にある児童に係る児童扶養手当の支給、公的年金給付等との併給調整の一部廃止、一定期間経過後の支給制限の廃止等を内容とする修正案が提出され、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

出席者は左のとおり。

議員		議長	江田 五月君
副議長		山東 昭子君	
山本 博司君	山内 徳信君		
金子 洋一君	西田 実仁君		
谷合 正明君	風間 直樹君		
植松恵美子君	鰐淵 洋子君		
浮島とも子君	又市 征治君		
横峯 良郎君	轟木 利治君		
澤 雄二君	山本 香苗君		
淵上 貞雄君	広田 一君		
蓮 舫君	渡辺 孝男君		
加藤 修一君	弘友 和夫君		
魚住裕一郎君	福島みずほ君		
加藤 敏幸君	鈴木 陽悦君		
松 あきら君	荒木 清寛君		
山下 栄一君	風間 昶君		
松井 孝治君	大塚 耕平君		
辻 泰弘君	平野 達男君		

浜四津敏子君	草川 昭三君	龜井亜紀子君	加賀谷 健君	愛知 治郎君	松山 政司君	内閣官房副長官	内閣官房副長官	松井 孝治君
山口那津男君	白浜 一良君	藤谷 光信君	川上 義博君	吉田 博美君	衛藤 晟一君	副大臣	内閣官房副長官	松井 孝治君
木庭健太郎君	家西 悟君	林 久美子君	室井 邦彦君	伊達 忠一君	鈴木 政二君	農林水産副大臣	農林水産副大臣	郡司 彰君
工藤堅太郎君	長浜 博行君	長谷川憲正君	藤本 祐司君	中曾根弘文君	鴻池 祥肇君			
直嶋 正行君	吉川 沙織君	水岡 俊一君	犬塚 直史君	溝手 顕正君	浅野 勝人君			
土田 博和君	平山 誠君	津田弥太郎君	松岡 徹君	林 芳正君	尾辻 秀久君			
外山 斎君	友近 聡朗君	芝 博一君	主濱 了君	中川 義雄君	山下 芳生君			
舟山 康江君	大久保潔重君	松野 信夫君	佐藤 公治君	藤井 孝男君	山内 俊夫君			
米長 晴信君	行田 邦子君	シレン マルチ君	藤田 幸久君	紙 智子君	西田 昌司君			
金子 恵美君	牧山ひろえ君	榛葉賀津也君	岩本 司君	牧野たかお君	佐藤 正久君			
姫井由美子君	武内 則男君	鈴木 寛君	自見庄三郎君	荒井 広幸君	仁比 聡平君			
谷岡 郁子君	大河原雅子君	池口 修次君	一川 保夫君	西島 英利君	矢野 哲朗君			
藤原 良信君	相原久美子君	木俣 佳丈君	内藤 正光君	大門美紀史君	井上 哲士君			
藤末 健三君	尾立 源幸君	郡司 彰君	小川 敏夫君	石井 準一君	小泉 昭男君			
前川 清成君	島田智哉子君	龜井 郁夫君	西岡 武夫君	中川 雅治君	渡辺 秀央君			
大久保 勉君	白 眞勲君	藤原 正司君	佐藤 泰介君	舩添 要一君	小池 晃君			
足立 信也君	柳澤 光美君	前田 武志君	岡崎トミ子君	市田 忠義君	加治屋義人君			
小林 正夫君	大石 尚子君	千葉 景子君	大石 正光君	鶴保 庸介君	世耕 弘成君			
今野 東君	中村 哲治君	田中 直紀君	田名部匡省君	岸 宏一君	谷川 秀善君			
森 ゆうこ君	神本美恵子君	石井 一君	長谷川大紋君	佐藤 昭郎君	泉 信也君			
山根 隆治君	谷 博之君	義家 弘介君	丸川 珠代君	松村 龍二君	南野知恵子君			
広野ただし君	高橋 千秋君	大江 康弘君	糸数 慶子君	橋本 聖子君	山本 一太君			
増子 輝彦君	櫻井 充君	塚田 一郎君	古川 俊治君	岩永 浩美君				
羽田雄一郎君	峰崎 直樹君	森 まさこ君	中山 恭子君	内閣総理大臣				
築瀬 進君	柳田 稔君	山田 俊男君	佐藤 信秋君	総務大臣				
円 より子君	広中和歌子君	磯崎 陽輔君	石井みどり君	文部科学大臣				
山下八洲夫君	高嶋 良充君	松下 新平君	秋元 司君	厚生労働大臣				
奥石 東君	平田 健二君	神取 忍君	川口 順子君	農林水産大臣				
梅村 聡君	平山 幸司君	荻原 健司君	山谷えり子君	経済産業大臣				
松浦 大悟君	中谷 智司君	関口 昌一君	河合 常則君	国土交通大臣				
森田 高君	川合 孝典君	北川イツセイ君	中村 博彦君	内閣官房長官				
徳永 久志君	水戸 将史君	水落 敏栄君	野村 哲郎君	内閣官房副長官				
大島九州男君	川崎 稔君	有村 治子君	椎名 一保君	国務大臣				

議長の報告事項
去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

総務委員

辞任 補欠

法務委員

辞任 補欠

外交防衛委員

辞任 補欠

厚生労働委員

辞任 補欠

農林水産委員

辞任 補欠

内閣官房副長官

補欠

内閣官房副長官

補欠

農林水産副大臣

補欠

農林水産副大臣

補欠

農林水産副大臣

補欠

農林水産副大臣

補欠

農林水産副大臣

補欠

農林水産副大臣

補欠

農林水産副大臣

補欠

経済産業委員

辞任

補欠

米長 晴信君

直嶋 正行君

国土交通委員

辞任

補欠

小川 勝也君

川崎 稔君

直嶋 正行君

米長 晴信君

予算委員

辞任

補欠

島尻安伊子君

森 まさこ君

行政監視委員

辞任

補欠

中山 恭子君

義家 弘介君

議院運営委員

辞任

補欠

森 まさこ君

島尻安伊子君

義家 弘介君

中山 恭子君

同日議員から次の議案が提出された。
アレルギー疾患対策基本法案(浜四津敏子君外四名発議(参第一〇号))

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

経済産業委員会に付託

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案(第百七十三回国会閣法第一二二号)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第三二号)
国土交通委員会に付託

地球温暖化対策基本法案(閣法第五二号)

環境委員会に付託

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。
戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案
同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。
国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員佐藤正久君提出鳩山首相と北澤防衛相との在沖米海兵隊の抑止力についての情報共有に関する質問に対する答弁書(第六六号)

参議院議員井上哲士君提出米兵等の私有車両の登録に関する質問に対する答弁書(第六七号)
参議院議員糸数慶子君提出原爆症認定却下処分取消を求める訴訟に関する質問に対する答弁書(第六八号)

参議院議員神取忍君提出東京地下鉄の安全管理に関する質問に対する答弁書(第六九号)
参議院議員糸数慶子君提出沖縄戦に関する質問に対する答弁書(第七〇号)

参議院議員岡田広君提出地方社会保険医療協議会の在り方に関する質問に対する答弁書(第七一号)
同日本院は、国家公安委員会委員に山本剛嗣君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公害等調整委員会委員に松森宏君及び杉野翔子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に小丸成洋君、浜田健一郎君、叶井真由美君、澤登久子君、北原健児君及び竹中ナミ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に中嶋士元也君及び品田充儀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員に渡邊等君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央労働委員会公益委員に鹿野菜穂子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律

独立行政法人通則法の一部を改正する法律
同日内閣から、水産基本法第十條第一項の規定に基づく「平成二十一年度水産の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十二年水産施策」についての文書を受領した。
一昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任 大塚 耕平君 補欠 川上 義博君
法務委員 石井 一君 補欠 横峯 良郎君

外交防衛委員

辞任

補欠

大石 尚子君

金子 洋一君

徳永 久志君

藤末 健三君

財政金融委員

辞任

補欠

風間 直樹君

白 眞勲君

川上 義博君

大塚 耕平君

文教科科学委員

辞任

補欠

横峯 良郎君

石井 一君

蓮 舫君

大久保潔重君

北川イツセイ君

牧野たかお君

厚生労働委員

辞任

補欠

下田 敦子君

松浦 大悟君

農林水産委員

辞任

補欠

大久保潔重君

蓮 舫君

松浦 大悟君

下田 敦子君

経済産業委員

辞任

補欠

白 眞勲君

風間 直樹君

藤末 健三君

徳永 久志君

国土交通委員

辞任

補欠

金子 洋一君

大石 尚子君

行政監視委員

辞任

補欠

義家 弘介君

中山 恭子君

議院運営委員

辞任

補欠

中山 恭子君

義家 弘介君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する法律案(山本拓君外四名提出)(衆第二二号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

普天間基地移設先の検証及び選定過程における経費支出に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第七四号)

「たん吸引器」を介護保険制度における福祉用具として検討することに関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第七五号)

昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	小川 勝也君	補欠	外山 斎君
川上 義博君	大塚 耕平君		
市川 一朗君	中山 恭子君		
岩城 光英君	丸川 珠代君		
山本 香苗君	山下 栄一君		
総務委員			
辞任	外山 斎君	補欠	小川 勝也君
外山 斎君	近藤 正道君		
又市 征治君			
法務委員			
辞任	石井 一君	補欠	横峯 良郎君
横峯 良郎君			
外交防衛委員			
辞任	大石 尚子君	補欠	金子 洋一君
金子 洋一君	徳永 久志君		
藤末 健三君			

財政金融委員

辞任

大塚 耕平君
白 眞勲君
北川イツセイ君

補欠

文教科学委員

辞任

石井 一君
大久保潔重君
牧野たかお君
山下 栄一君

補欠

厚生労働委員

辞任

辻 泰弘君
松浦 大悟君
丸川 珠代君
近藤 正道君

補欠

農林水産委員

辞任

下田 敦子君
蓮 舩君
松浦 大悟君
大久保潔重君

補欠

経済産業委員

辞任

風間 直樹君
徳永 久志君
直嶋 正行君
平山 誠君

補欠

国土交通委員

辞任

植松恵美子君
大石 尚子君
金子 洋一君
池口 修次君

補欠

環境委員

辞任

池口 修次君

補欠

牧山ひろえ君

中山 恭子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

少子高齢化・共生社会に関する調査会委員

補欠

文教科学委員会

理事 谷岡 郁子君 (蓮舩君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

口蹄疫対策特別措置法案(渡辺孝男君発議)(参第一一五号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

アレルギー疾患対策基本法案(浜四津敏子君外四名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

法の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)審査報告書

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案(閣法第一六号)審査報告書

P.T.A・青少年教育団体共済法案(衆第一九号)審査報告書

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)審査報告書

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)

国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第七号)

幹部国家公務員法案(参第八号)

一、公聴会の問題

国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)、国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第七号)及び幹部国家公務員法案(参第八号)について

一、開会の日

平成二十二年五月三十一日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。

平成二十二年五月二十五日

内閣委員長 河合 常則

参議院議長 江田 五月殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員佐藤正久君提出基本政策閣僚委員会の開催に関する質問に対する答弁書(第七二二号)

参議院議員浜田昌良君提出小児救急医療体制に関する質問に対する答弁書(第七三三号)

同日内閣から、少子化社会対策基本法第九条の規定に基づく「平成二十一年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告を受領した。

審査報告書

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年五月二十五日

経済産業委員長 木俣 佳丈

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年、国際的な資源獲得競争が激化し、資源・エネルギーの安定的な供給を確保することの重要性が一層増していることにかんがみ、我が国企業による資源確保の支援を強化するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構について、金属鉱物の探掘権等の買収に係る出資業務及び政府保証付き長期借入金等の対象拡充等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行に要する経費として、平成二十二年一度一般会計予算(経済産業省所管)に三億五千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、海外の資源メジャー各社による事業規模拡大や、資源国における資源ナショナリズムの台頭など資源確保をめぐる厳しい国際情勢の下、我が国にとって、レアメタル等の資源確保が今後の低炭素社会の構築と経済成長を図るために不可

欠であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)の業務に追加される金属鉱物の資産買収出資等のスキームを活用して、我が国民間企業による資源確保に向けた活動を積極的に支援すること。そのために、機構の海外資源に係る情報収集・分析機能を強化して、優良な支援対象案件の発掘に努めること。

二 機構による支援に当たっては、財務の健全性を確保するため、財務・法務等の外部専門家の知見も活用し、一層厳格なリスク審査体制を構築するとともに、支援実施後のフォローアップを適切に行うことにより、効果的・効率的な実施を図ること。

三 海外資源の確保に当たっては、機構のみならず、ODA、政策金融、貿易保険等の実施機関が民間企業と緊密に連携して、オール・ジャパンとして機動的に対応できる体制を構築すること。

四 海洋資源の一層の開発に向け、我が国の排他的経済水域等に存在している石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床等の海洋資源の開発を環境に配慮しつつ促進するため、賦存探査・技術開発の強化及び資源管理・開発促進のための制度整備を進めること。

五 レアメタルについては、海外における資源確保の推進に限らず、いわゆる都市鉱山の活用によるリサイクルの推進や代替材料の開発等を積極的に進め、その安定的な供給確保に努めること。
右決議する。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年五月二十日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「の探鉱等」を削り、「探鉱」を「探鉱等」に改める。

第四条中「神奈川県を」を「東京都」に改める。

第十一条第一項第一号中「並びに海外における可燃性天然ガス」を「海外における可燃性天然ガス」に改め、「液化」の下に「並びに海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱並びに探掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業(以下この号及び第三号において「探掘等」という。)」を加え、「採取に必要な資金及び」を「採取に必要な資金、」に改め、「可燃性天然ガスの採取に必要な資金」の下に「及び金属鉱物の探掘等に必要な資金」を加え、「その他これに類する権利」を「金属鉱物の探掘等をする権利その他これらに類する権利」に改め、「その採取の下に」又は「探掘等」を、「基づく採取」の下に「又は探掘等」を、「ために必要な資金」の下に「(次条第三号及び第十四条第一

項において「権利譲受け資金」と総称する。))を加え、「並びに海外における金属鉱物の探鉱に必要な資金」を削り、同項第三号中「探掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業」を「探掘等」に改め、同項第四号中「石油等」の下に「及び金属鉱物」を加え、同条第五項中「第三号まで及び第五号から」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十二条第一号中「第三号、第五号及び第六号」を「及び第三号から第六号まで」に、「同項第四号及び第十号」を「同項第十号」に改め、同条第二号中「及び第三号」を「に掲げる業務(金属鉱物の探鉱に係るものに限る。)、同項第三号」に改め、同条第三号中「前条第一項第五号及び第六号」を「前条第一項第一号に掲げる業務(金属鉱物に係る権利譲受け資金に係るものに限る。)、同項第四号から第六号まで」に改める。

第十四条第一項中「第十一条第一項第二号」を「第十一条第一項第一号に掲げる業務(権利譲受け資金に係るものに限る。))並びに同項第二号から第四号まで」に改める。

第十八条中「前条を」を「前条第一項」に改め、「出資された金額」の下に「及び同条第二項の規定により信用基金が増加又は減少した金額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算定した金額」を加え、「新たに第十一条第一項第三号」を「新たに同号」に改める。

附則

(施行期日)

一 この法律は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年五月二十五日

国土交通委員長 椎名 一保

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることにかんがみ、これらの保全及び利用の促進を図るため、排他的経済水域等の保持を図るために必要な低潮線の保全並びに排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に関し、基本計画の策定、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制、特定離島港湾施設の建設その他の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、平成二十二年一度一般会計予算(国土交通省所管)において、特定離島港湾施設整備事業費として七億円が計上されている。

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年五月十八日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本計画(第三条・第四条)

第三章 低潮線保全区域(第五条・第七条)

第四章 特定離島港湾施設(第八条・第十三条)

第五章 雑則(第十四条・第十六条)

第六章 罰則(第十七条・第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国の排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることにかんがみ、排他的経済水域等の保持を図るために必要な低潮線の保全並びに排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に関し、基

本計画の策定、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制、特定離島港湾施設の建設その他の措置を講ずることにより、排他的経済水域等の保全及び利用の促進を図り、もつて我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「排他的経済水域等」とは、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項の排他的経済水域及び同法第二条の大陸棚をいう。

2 この法律において「低潮線の保全」とは、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第一条第二

項の海域若しくは同法第二条第一号の海域の限界を画する基礎となる低潮線又はこれらの海域の限界を画する基礎となる直線基線及び湾口若しくは湾内若しくは河口に引かれる直線を定めるために必要となる低潮線を保全することをいう。

3 この法律において「特定離島」とは、本土から遠隔の地にある離島であつて、天然資源の存在状況その他当該離島の周辺の排他的経済水域等の状況に照らして、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要であり、かつ、当該離島及びその周辺に港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域、同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域及び漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域が存在しないことその他公共施設の整備の状況に照らして当該活動の拠点となる施設の

整備を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「拠点施設」とは、特定離島において排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として整備される施設をいう。

5 この法律において「低潮線保全区域」とは、低潮線の保全が必要な海域(海底及びその下を含む。)として政令で定めるものをいう。

6 内閣総理大臣は、第三項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

7 低潮線保全区域は、低潮線の保全を通じて排他的経済水域等の保持を図るために必要な最小限度の区域に限つて定めるものとし、やむを得ない事情により、海底の地形、地質その他の低潮線及びその周辺の自然的条件について、調査によつてその確認を行うことができない海域については定めのないものとする。

第二章 基本計画

(基本計画)

第三条 政府は、排他的経済水域等の保全及び利用の促進のため、低潮線の保全並びに拠点施設の整備、利用及び保全(次項において「拠点施設の整備等」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針

二 低潮線の保全に関し関係行政機関が行う低潮線及びその周辺の状況の調査、低潮線保全

区域における海底の掘削等の行為の規制その他の措置に関する事項

三 特定離島を拠点とする排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の目標に関する事項

四 拠点施設の整備等の内容に関する事項

五 その他低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する事項

三 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

五 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画の推進)

第四条 国は、次章及び第四章並びに他の法律で定めるもののほか、基本計画に基づき、排他的経済水域等の保全及び利用の促進のため、低潮線及びその周辺の状況の調査、拠点施設の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第三章 低潮線保全区域

(低潮線保全区域内の海底の掘削等の許可)

第五条 低潮線保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 海底の掘削又は切土
- 二 土砂の採取
- 三 施設又は工作物の新設又は改築
- 四 前三号に掲げるもののほか、低潮線保全区域

域における海底の形質に影響を及ぼすおそれがある政令で定める行為

2 国土交通大臣は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が低潮線保全区域における低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがないと認める場合でなければ、これを許可してはならない。

(許可の特例)

第六条 第九条第一項、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第八條第一項若しくは第三十七條の五、港灣法第三十七條第一項若しくは第五十六條第一項又は漁港漁場整備法第三十九條第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第一項の規定による許可を受けることを要しない。

2 国又は地方公共団体が前条第一項の行為をしようとする場合には、同項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、同条第二項中「許可の申請」とあるのは「協議」と、「その申請」とあるのは「その協議」と、「これを許可しては」とあるのは「その協議に応じては」とする。

(監督処分)

第七条 国土交通大臣は、次に掲げる者に対し、その行為の中止、施設若しくは工作物の改築、移転若しくは撤去、施設若しくは工作物により生ずべき低潮線の保全上の障害を予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復を命ずることができる。

- 一 第五条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
- 二 第五条第一項の規定による許可に付した案件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により第五条第一項の規定による許可を受けた者

2 国土交通大臣は、前項第二号又は第三号に該当する者に対し、第五条第一項の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができ

第四章 特定離島港灣施設

(特定離島港灣施設の建設等)

第八条 国の事務又は事業の用に供する泊地、岸壁その他の港灣の施設であつて、基本計画において拠点施設としてその整備、利用及び保全の内容に関する事項が定められたもの(次条において「特定離島港灣施設」という。)の建設、改良及び管理は、国土交通大臣が行う。

(特定離島港灣施設の存する港灣における水域の占用の許可等)

第九条 特定離島港灣施設の存する港灣において、当該港灣の利用又は保全上特に必要があると認めて国土交通大臣が水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。)を定めて公告した場合において、その水域において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 一 水域の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)
- 二 土砂の採取
- 三 前二号に掲げるもののほか、港灣の利用又は保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為
- 2 国土交通大臣は、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三條第一項に規定する河川に

係る同法第六條第一項に規定する河川区域又は海岸法第三條第一項の規定により指定される海岸保全区域について、前項の水域を定めようとするときは、当該河川を管理する河川法第七條に規定する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する海岸法第二條第三項に規定する海岸管理者に協議しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の行為が、港灣の利用又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、同項の許可をしてはならない。

4 国土交通大臣は、特定離島港灣施設の建設又は改良の工事のために必要な場合その他の港灣の機能の維持若しくは増進又は公益上の観点から特に必要なものとして政令で定める場合を除き、特定離島港灣施設である泊地その他の国土交通省令で定める水域施設について第一項第一号又は第三号の行為に係る同項の許可をしてはならない。

5 国又は地方公共団体が第一項の行為をしようとする場合には、同項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、前二項中「許可をしては」とあるのは「協議に応じては」とする。

6 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、第一項第一号又は第二号の行為に係る同項の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。

7 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、偽りその他不正の行為により前項の占用料又は土砂採取料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

第十条 何人も、前条第一項の規定により公告さ

れている水域内において、みだりに、船舶その他の物件で国土交通大臣が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による物件の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

3 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。

(監督処分)

第十一条 国土交通大臣は、次に掲げる者に対し、工事その他の行為の中止又は工作物若しくは船舶その他の物件(以下この条において「工作物等」という。)の撤去、移転若しくは改築、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状の回復(第三項及び第九項において「工作物等の撤去等」という。)を命ずることができる。

一 第九条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

二 第九条第一項の規定による許可に付した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により第九条第一項の規定による許可を受けた者

四 前条第一項の規定に違反した者

2 国土交通大臣は、前項第二号又は第三号に該当する者に対し、第九条第一項の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

3 第一項の規定により工作物等の撤去等を命じ

ようとする場合において、過失がなくて当該工作物等の撤去等を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣は、当該工作物等の撤去等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。

この場合においては、相当の期限を定め、当該工作物等の撤去等を行うべき旨及びその期限までに当該工作物等の撤去等を行わないときは、国土交通大臣又はその命じた者若しくは委任した者が当該工作物等の撤去等を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により工作物等を撤去し、又は撤去させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第九項において「所有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

6 国土交通大臣は、第四項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、国土交通省令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

7 国土交通大臣は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項

に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9 第三項から第六項までに規定する撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他当該工作物等の撤去等を命ずべき者の負担とする。

10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工作物等(第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有者は、国に帰属する。

(報告の徴収等)

第十二条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第九条第一項の規定による許可を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(強制徴収)

第十三条 第九条第六項の規定に基づく占用料若

しくは土砂採取料、同条第七項の規定に基づく過怠金又は第十一条第九項の規定に基づく負担金(以下この条において「負担金等」と総称する。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、国土交通大臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による督促をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。この場合において、延滞金は、年十四・五パーセントの割合で計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国土交通大臣は、国税滞納処分の例により負担金等及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金等に先立つものとする。

第五章 雑則

(許可の条件)

第十四条 国土交通大臣は、この法律の規定に基づく許可には、この法律の施行のために必要な限度において、条件を付することができる。

2 前項の条件は、許可を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき政令又は国土

交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（権限の委任）

第十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第六章 罰則

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
- 二 第九条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
- 三 第十条第一項の規定に違反した者

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項の規定による国土交通大臣の命令に違反した者
- 二 第十一条第一項の規定による国土交通大臣の命令に違反した者

第十九条 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章第五項及び第七項、第三章、第十七条（第一号に係る部分に限る。）並びに第十八条（第一号に係る部分に限る。）並びに附則第五条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（港灣法の一部改正）
第二条 港灣法の一部を次のように改正する。
第五十六条の三第一項中「及び第五十六条第一項」を「並びに第五十六条第一項及び排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第九条第一項」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（水産資源保護法の一部改正）
第三条 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。
第十八条第一項中「若しくは同法」を「同法」に、「に規定する水域」を「の規定により都道府県知事が公告した水域若しくは排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第九条第一項（特定離島港灣施設の存する港灣における水域の占用の許可等）の規定により国土交通大臣が公告した水域に改め、同条第五項中「又は港灣管理者を」若しくは「港灣管理者に、」同条第三項を「若しくは同条第三項」に改め、「若しくは」を削り、「行おうとする」を「行い、若しくは

国土交通大臣が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第五項（特定離島港灣施設の存する港灣における国等の工事についての特例）の規定による協議に応じようとする」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第四条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。
「第百十五条の二第三項中「第百十五条の十七」を「第百十五条の二十三」に改める。
第百十五条の二十二の次に次の一条を加える。

（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の特例）
第百十五条の二十三 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第五項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、前二項中「許可をしては」とあるのは「協議に応じしては」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第五項の通知を受けた国土交通大臣は、同条第一項の規定により公告された水域に係る港灣の利用又は保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

第五条 自衛隊法の一部を次のように改正する。
「第百十五条の二十三第一項中「第九条第一項」を「第五条第一項又は第九条第一項」に、「同条第五項」を「同法第六条第二項又は第九条第五項」に、「同項」を「同法第六条第二項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、同条第二項中「許可の申請」とあるのは「協議」と、「その申請」とあるのは「その協議」と、「これを許可しては」とあるのは「その協議に応じしては」とあり、及び同法第九条第五項」に改め、同条第二項中「第九条第五項」を「第六条第二項又は第九条第五項」に、「同条第一項」を「同法第二条第二項に規定する低潮線の保全上又は同法第九条第一項」に、「又は」を「若しくは」に改める。

（海岸法の一部改正）

第六条 海岸法の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「公告水域」と「この条及び第四十条において「公告水域」という。）、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域（以下この条及び第四十条において「特定離島港灣区域」に、「又は農林水産大臣」を「若しくは

農林水産大臣に改め、「都道府県知事に」の下に、「特定離島港湾区域については国土交通大臣に」を加える。

第十条第一項中「又は第五十六条第一項」を「若しくは第五十六条第一項又は排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項」に改める。

第四十条第一項第一号中「及び公告水域」を「公告水域及び特定離島港湾区域」に改め、同項第三号中「基き」を「基つき」に改める。

(海洋水産資源開発促進法の一部改正)

第七条 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「又は同法」を「同法」に、「については」を「又は排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十二年法律第 号)第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域(農林水産大臣が国土交通大臣と協議して指定するものを除く。)」については、「又は当該」を「港湾法第五十六条第一項の規定により公告された当該」に改め、「管理する都道府県知事」の下に「又は国土交通大臣」を加える。

審査報告書

P T A ・ 青少年教育団体共済法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年五月二十五日

文教科学委員長 水落 敏栄
参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、青少年の健全な育成と福祉の増進に資するため、P T A 及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

P T A ・ 青少年教育団体共済法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十二年五月十八日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 江田 五月殿

P T A ・ 青少年教育団体共済法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 共済事業(第三条―第十六条)

第三章 監督(第十七条―第二十条)

第四章 雑則(第二十一条―第二十五条)

第五章 罰則(第二十六条―第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、P T A 及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立し、もつて青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「P T A」とは、学校

(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)をいう。以下同じ。)に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生以下「児童生徒等」という。の保護者(同法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。))その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。))及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。

2 この法律において「青少年教育団体」とは、青少年(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の体験活動その他青少年の健全な育成を目的とする活動を行う社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。))又はその連合体をいう。

3 この法律において「共済事業」とは、児童生徒等、青少年、保護者、教職員その他の者の災害(負傷、疾病、障害又は死亡等をいう。以下同じ。)に関し、共済掛金の支払を受け、共済金を交付する事業をいう。

4 この法律において「共済団体」とは、次条の認可を受けて共済事業を行う者をいう。

第二章 共済事業

(認可)

第三条 P T A であつて一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの若しくは青少年教育団体であつて一般社団法人、一般財団法人若しくは特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(以下「一般社団法人等」という。))であるもの又は児

童生徒等若しくは青少年の健康の保持増進に関する事業を行うことを目的とする一般社団法人等であつて P T A 若しくは青少年教育団体(以下「P T A 等」という。))と人的関係若しくは財産の抛出に係る関係において密接な関係を有するものとして文部科学省令で定めるもの(以下「特定関係団体」という。))は、行政庁の認可を受け、共済事業を行うことができる。

(共済事業の種類)

第四条 前条の規定により P T A 又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。

一 P T A 又はこれに係る特定関係団体が主催する活動における児童生徒等、保護者、教職員その他文部科学省令で定める者の災害に係る共済事業

二 学校の管理下における当該学校に在籍する児童生徒等の災害に係る共済事業

2 前条の規定により青少年教育団体又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、これらの団体が主催する活動における青少年、保護者その他これらの団体の活動に携わる者として文部科学省令で定める者の災害に係るものとする。

3 第一項の共済事業を行う P T A 又はこれに係る特定関係団体は、当該共済事業のほか、次に掲げる共済事業を行うことができる。

一 学校の管理下以外における児童生徒等の災害に係る共済事業

二 学校が主催する活動における保護者及び教職員の災害に係る共済事業

4 第一項第二号の共済事業を行う P T A 又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済

事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行うことができる。

一 第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。)であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(以下「隣接保育所等」という。)の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業

二 隣接保育所等の管理下以外における児童の災害に係る共済事業

三 隣接保育所等が主催する活動における保護者及び職員等の災害に係る共済事業

(共済事業の内容)

第五条 共済事業においては、共済契約者の保護を図り、その健全かつ適切な運営を確保するため、共済契約は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 共済掛金の額が文部科学省令で定める額を超えないこと。

二 共済金の額が文部科学省令で定める額を超えないこと。

三 共済期間が一年を超えないこと。

2 共済事業においては、一事業年度において支払を受ける共済掛金の総額は、文部科学省令で定める基準を超えてはならない。

(共済規程)

第六条 P T A等又は特定関係団体は、第三条の認可を受けようとするときは、共済事業の種類、共済事業を行う区域その他共済事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び準備金に関する事項その他の文部科学省令で定める事項を記載した共済規程を定め、行政庁に提出しなければならない。

2 共済規程の変更(軽微な事項その他の文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

3 共済団体は、前項の文部科学省令で定める事項に係る共済規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

4 共済規程の設定、変更及び廃止は、社員総会又は評議員会の決議を経なければならない。

5 共済規程の変更のうち、軽微な事項その他の文部科学省令で定める事項に係るものについては、前項の規定にかかわらず、定款で、社員総会又は評議員会の決議を経ることを要しないものとするができる。この場合においては、社員総会又は評議員会の決議を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の周知の方法を定款で定めなければならない。

(認可審査基準)

第七条 行政庁は、第三条の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該申請をした者(次号及び第三号において「申請者」という。)が、共済事業を健全かつ

適切に遂行するに足る財産的基礎を有する者であること。

二 申請者が、その人的構成等に照らして、共済事業を的確かつ公正に遂行することができ、知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 申請者が、役員として、監事一人以上を置く者であること。

四 共済規程に記載された事項が、第五条の規定に適合しているほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 共済契約の内容が、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「共済契約者等」という。)の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

二 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとつて明確かつ平易に定められたものであること。

ホ 共済掛金が、合理的かつ妥当なものであり、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ヘ その他文部科学省令で定める基準

五 準備金の額が千万円以上であること。

(共済契約の締結等に関する禁止行為)

約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 共済契約者又は被共済者に対して、虚偽のことを告げ、又は共済契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為

二 前号に定めるもののほか、共済契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして文部科学省令で定める行為

(共済団体の賠償責任)

第九条 共済団体は、共済契約の締結の代理又は媒介を行う者が当該共済団体のために行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。

2 前項の規定は、同項の共済団体が、共済契約の締結の代理又は媒介の委託をするにつき相当の注意をし、かつ、当該共済契約の締結の代理又は媒介を行う者が当該共済団体のために行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害の防止に努めた場合には、適用しない。

3 第一項の規定は、同項の共済団体から共済契約の締結の代理又は媒介を行う者に対する求償権の行使を妨げない。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十四条の規定は、第一項の規定による損害賠償の請求権について準用する。

(区分経理)

第十条 共済団体は、共済事業以外の事業を行う場合には、共済事業に係る会計(以下「共済会計」という。)を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

2 共済団体は、青少年の安全に関する普及啓発活動その他青少年の健康の保持増進に資する事業については、文部科学省令で定めるところにより、共済会計において行うことができる。
(共済会計の他の会計への資金運用等の禁止)

第十一条 共済団体は、共済会計から共済事業以外の事業に係る会計へ資金を運用し、又は共済会計に属する資産を担保に供して共済事業以外の事業に係る会計に属する資金を調達してはならない。ただし、共済事業の健全かつ適切な運営を妨げないものとして行政庁の許可を受けた場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

(資産の運用方法の制限)
第十二条 共済団体は、共済会計に属する資産については、文部科学省令で定める方法以外の方法で運用してはならない。
(準備金)
第十三条 共済団体は、共済事業における不足金の補てんに備えるため、文部科学省令で定めるところにより、毎事業年度、準備金を積み立てなければならない。
(業務報告書)
第十四条 共済団体は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

2 共済団体は、前項の業務報告書を提出するときは、文部科学省令で定める事項について公認会計士又は監査法人が文部科学省令で定めるところにより行つたP.T.A・青少年教育団体共済監査に基づき作成したP.T.A・青少年教育団体共済監査報告書を添付しなければならない。た

だし、純資産額が一億円以下の共済団体にあっては、この限りでない。

3 第一項の業務報告書の記載事項、提出期日その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
(共済事業の廃止)
第十五条 共済団体は、共済事業を廃止しようとするときは、行政庁の承認を受けなければならない。

(合併)
第十六条 共済団体を全部又は一部の当事者とする合併は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

第三章 監督
(報告又は資料の提出)
第十七条 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、共済団体に対し、その業務又は会計の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
(立入検査)
第十八条 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、共済団体の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは会計の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(共済規程の変更命令等)
第十九条 行政庁は、共済団体の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該共済団体に対し、その必要の限度において、共済規程の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができる。

2 行政庁は、共済団体の業務又は財産の状況に照らして、当該共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該共済団体に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、業務の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該共済団体の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。
(認可の取消し)
第二十条 行政庁は、共済団体の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが共済契約者等の保護の見地から適当でないときと認めるときは、当該共済団体の第三条の認可を取り消すことができる。

2 行政庁は、共済団体が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは共済規程に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該

共済団体の第三条の認可を取り消すことができる。

第四章 雑則

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の適用)
第二十一条 共済団体に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三十五条第二項及び第七十八條第二項の規定の適用については、これらの規定中「この法律」とあるのは「この法律及びP.T.A・青少年教育団体共済法」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。
(認可等の条件)
第二十二条 行政庁は、この法律の規定による認可、許可又は承認(以下「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。
(行政庁)
第二十三条 この法律中「行政庁」とあるのは、一の都道府県の区域を越えない区域において共済事業を行う旨を共済規程に定める共済団体については都道府県教育委員会、その他の共済団体については文部科学大臣とする。
(文部科学省令への委任)
第二十四条 この法律に定めるもののほか、認可等に関する申請の手續、書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、文部科学省令で定める。
(経過措置)
第二十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に従い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反して、同項に規定する業務報告書を提出せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出した者

二 第十四条第二項の規定に違反して、同項に規定するPTA・青少年教育団体共済監査報告書を添付しなかつた者

三 第十七条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 第十八条第一項の規定による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七条 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の刑を科する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした共済団体の理

事又は監事は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十条第一項、第十一条、第十二条、第十三条又は第十五条の規定に違反したとき。

三 第十九条第一項又は第二項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)に違反したとき。

四 第二十二条第一項の規定により付した条件に違反したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備金に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日から起算して七年を経過する日までの間における第七条第五号の規定の適用については、同号中「千万円」とあるのは、「五百万円」とする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六十九号の二の次に次のように加える。

六十九の三 児童生徒等の災害に係る共済事業の認可

PTA・青少年教育団体共済法(平成二十二年法律第 号)第三条(認可)の文部科学大臣がする共済事業の認可

認可件数

一件につき十五万円

(調整規定)

第五条 この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第 号)第二十條の規定の施行の前日である場合には、同条の規定の施行の日の前日までの間における第四条第四項第一号の規定の適用については、同号中「第七条第一項」とあるのは、「第六条第二項」とする。

審査報告書

児童扶養手当法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年五月二十五日

厚生労働委員長 柳田 稔

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現在、児童扶養手当が支給されていない父子家庭の生活状況等にかんがみ、当該家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父に児童扶養手当を支給しようとするものであり、妥当な措置と認め

る。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十二年一度一般会計予算に約五十億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、配偶者からの暴力、配偶者の児童に対する虐待等の原因により別居し、事実上の離婚状態にある世帯において児童を養育する母又は父に対し児童扶養手当が適切に支給されるよう、制度の運営の在り方について検討すること。

二、公的年金等の受給者に対する児童扶養手当の支給制限については、児童が育成される家庭の所得水準等をも考慮し、公的年金と児童扶養手当それぞれの趣旨を踏まえつつ、その在り方について検討すること。

なお、障害基礎年金について、受給後に有した子に係る加算制度が設けられたことにより、これまで支給されていた児童扶養手当が支給されなくなる場合があること等を踏まえ、受給世帯に不利な取扱いとならないよう、運用の改善等適切な措置を講ずること。

三、ひとり親家庭の父又は母の就労支援策については、職業訓練の充実を図り、求職中の生活の安定のための支援を検討するとともに、母子家庭の母の雇入れ及び常用雇用の促進等自立支援に向けた取組を積極的に推進すること。また、ひとり親家庭の収入や就業の状況、就業支援策の実施状況等について定期的に調査を行い、その都度結果を公表すること。

右決議する。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年五月二十日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「父」の下に「又は母」を加える。

第二条第二項中「受けた」の下に「父又は母」を加える。

同条第三項中「父」を「父母」に改める。

第四条第一項中「のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がいないが若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)」ときは、その母又はその養育者を「に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 父の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 母が死亡した児童

ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 母の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

三 第一号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の母がいない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)

とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合(父がいない場合を除く。)

若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)

の父がいない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がいない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者

第四条第二項中「手当は、」の下に「母に対する手当にあつては」を加え、「次の各号」を「第一号から第八号まで」に改め、「該当するとき」の下に「父に対する手当にあつては児童が第一号から第四号まで又は第十号から第十三号までのいずれかに該当するとき、養育者に対する手当にあつては児童が第一号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当するとき」を加え、同項第三号中「若しくは母の死亡について労働基準法」を「又は母の死亡について労働基準法」に改め、「相当する給付」の下に「(以下この項において「遺族補償等」という。)」を加え、「父の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる母の監護を受けている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受

けている場合を削り、「給付の事由」を「遺族補償等の給付事由」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。

第四条第二項第六号ただし書及び第七号中「前項第三号」を「前項第一号ハ」に改め、同項に次の六号を加える。

八 父の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる母の監護を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

九 父又は母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

十 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。

十一 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

十二 父の配偶者(前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。)に養育されているとき。

十三 母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

第四条第三項中「母」の下に「父」に對する手当にあつては当該父」を加え、同条の次に次の

一条を加える。

(支給の調整)

第四条の二 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。

2 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。

第五条第二項中「その監護し又は養育する前条」を「第四条」に改め、「該当する児童」の下に「であつて、父が監護し、かつ、これと生計を同じくするもの、母が監護するもの又は養育者が養育するもの(以下「監護等児童」という。)」を、「である」の下に「父」を加える。

第八条第一項中「監護し又は養育する児童」を「監護等児童」に改め、同条第三項中「その監護し又は養育する児童」を「監護等児童」に改める。

第九条第一項中「第四条第一項第二号又は第四号」を「第四条第一項第一号ロ又は二」に改め、「母がいない児童」の下に「同項第二号ロ又は二に該当し、かつ、父がいない児童」を加え、同条第二項中「(母に限る。以下この項において同じ。)」の監護する児童が父を「が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母」に改める。

第十条中「母」を「父又は母」に改め、「手当は、その」、「又はその」及び「扶養義務者でその」の下に「父若しくは」を加える。

第十三条の二第一項及び第十四条第四号中「母に限る」を「養育者を除く」に改める。

第十六条中「が監護し、又は養育していた第四条に定める要件に該当する児童」を「の監護等児童であつた者」に改める。

第二十七条中「その監護し若しくは養育する児童を監護等児童」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十八条の二第二項及び第三項中「母に限る」を「養育者を除く」に改める。

第二十九条第一項中「父」の下に「又は母」を加え、同条第二項中「第四条第一項第三号」を「第四条第一項第一号」に改め、「父」の下に「若しくは母」を加える。

第三十条中「当該児童又は」を「当該児童若しくは」に改め、「父」の下に「若しくは母」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年八月一日から施行する。ただし、次条(第三項を除く。)及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。(認定の請求等に関する経過措置)

第二条 平成二十二年八月一日においてこの法律による改正後の児童扶養手当法(以下「新法」という。)の規定による児童扶養手当(以下「手当」という。)の支給要件(以下この条において「新支給要件」という。)に該当すべき者(この法律による改正前の児童扶養手当法の規定による手当の支給要件(以下この条において「旧支給要件」という。)に該当していない者に限る。)は、同日前においても、同日に新支給要件に該当することを条件として、当該手当について新法第六条第一項の規定による認定の請求の手続をとることができる。

2 前項の手続をとつた者が、平成二十二年八月一日において、新支給要件に該当しているときは、その者に対する手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、同月から始める。3 次の各号に掲げる者が、平成二十二年十一月三十日までの間に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 平成二十二年八月一日において現に新支給要件に該当している者(旧支給要件に該当していない者に限り、第一項の手続をとつた者を除く。) 同月
二 平成二十二年八月一日から同年十一月三十日までの間に新支給要件に該当するに至つた者(旧支給要件に該当していない者に限る。) その者が新支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

第三条 前条第一項の手続をとつた者及び同条第三項第一号に掲げる者に対する手当の支給に關し、新法第十三条の二の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十二年八月一日」とする。(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的

な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条に二項を加える改正規定中「同項第一号」を「同項第一号イ又は第二号イ」に、「同項第二号から第五号まで」を「同項第一号ロからホまで又は第二号ロからホまで」に改め、「児童の父」、「及び当該父」、「ただし、父」及び「有しないこと、父」の下に「又は母」を、「事情により」の下に「父」を、「養育者が父」の下に「又は母」を加える。

第二十九条第一項の改正規定中「当該児童」を「当該児童」に、「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号イ若しくは第二号イ」に、「父」を「父母」に改める。

第三十条の改正規定中「又は」を「若しくは受給資格者」に、「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号イ若しくは第二号イ」に改め、「若しくは」の下に「母若しくは受給資格者」を加える。

附則第一条第一項ただし書中「当該児童」を「当該児童」に、「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号イ若しくは第二号イ」に、「父」を「父母」に改め、同条第二項中「解消した父」を「解消した父母」に改め、「当該父」の下に「又は母」を加える。

附則第二条中「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号イ又は第二号イ」に改める。(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第七条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「又は養育する児童」を「監護等児童」に改め、「場合」とあるのは「」の下に「監護し」を、「数が減じ」とあるのは「」の下に「その監護し」を加える。

投票者氏名

日程第二 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

足立 信也君	相原久美子君
家西 悟君	池口 修次君
石井 一 君	一川 保夫君
犬塚 直史君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 尚子君	大石 正光君
大河原雅子君	大久保 勉君
大久保潔重君	大島九州男君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 恵美君
金子 洋一君	神本美恵子君
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	木俣 佳文君

工藤堅太郎君	郡司 彰君	室井 邦彦君	森 ゆうこ君	浮島とも子君	加藤 修一君	大河原雅子君	大久保 勉君
小林 正夫君	行田 邦子君	森田 高君	築瀬 進君	風間 昶君	草川 昭三君	大久保潔重君	大島九州男君
興石 東君	今野 東君	柳澤 光美君	柳田 稔君	木庭健太郎君	澤 雄二君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君
佐藤 公治君	佐藤 泰介君	山下八洲夫君	山根 隆治君	白浜 一良君	谷合 正明君	加賀谷 健君	加藤 敏幸君
櫻井 充君	自見庄三郎君	横峯 良郎君	吉川 沙織君	西田 実仁君	浜四津敏子君	風間 直樹君	金子 恵美君
芝 博一君	島田智哉子君	米長 晴信君	蓮 舫君	弘友 和夫君	松 あきら君	金子 洋一君	神本美恵子君
主濱 了君	榛葉賀津也君	愛知 治郎君	秋元 司君	山口那津男君	山下 栄一君	亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君	浅野 勝人君	有村 治子君	山本 香苗君	山本 博司君	川合 孝典君	川上 義博君
田中 直紀君	田名部匡省君	石井 準一君	石井みどり君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	川崎 稔君	木保 佳文君
高嶋 良充君	高橋 千秋君	泉 信也君	磯崎 陽輔君	荒井 広幸君	舩添 要一君	工藤堅太郎君	郡司 彰君
武内 則男君	谷 博之君	岩永 浩美君	衛藤 晟一君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君	小林 正夫君	行田 邦子君
谷岡 郁子君	千葉 景子君	尾辻 秀久君	荻原 健司君	渡辺 秀央君	福島みずほ君	興石 東君	今野 東君
シラネ マルテ君	津田弥太郎君	加治屋義人君	神取 忍君	洲上 貞雄君	又市 征治君	佐藤 公治君	佐藤 泰介君
辻 泰弘君	土田 博和君	川口 順子君	河合 常則君	山内 徳信君	中川 義雄君	櫻井 充君	自見庄三郎君
外山 斎君	徳永 久志君	岸 宏一君	北川イッセイ君	糸数 慶子君	大江 康弘君	芝 博一君	島田智哉子君
森木 利治君	友近 聡朗君	小泉 昭男君	鴻池 祥肇君	山東 昭子君	長谷川大紋君	主濱 了君	榛葉賀津也君
内藤 正光君	中谷 智司君	佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君	鈴木 政二君	関口 昌一君	鈴木 寛君	鈴木 陽悦君
中村 哲治君	長浜 博行君	佐藤 正久君	鈴木 政二君	関口 昌一君	谷川 秀善君	田中 直紀君	田名部匡省君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君	世耕 弘成君	関口 昌一君	谷川 秀善君	鶴保 庸介君	高嶋 良充君	高橋 千秋君
長谷川憲正君	白 眞勲君	伊達 忠一君	塚田 一郎君	中川 雅治君	中曾根弘文君	武内 則男君	谷 博之君
林 久美子君	姫井由美子君	塚田 一郎君	中川 雅治君	中川 雅治君	中山 恭子君	谷岡 郁子君	千葉 景子君
平田 健二君	平野 達男君	中村 博彦君	西島 英利君	西田 昌司君	林 芳正君	シラネ マルテ君	津田弥太郎君
平山 幸司君	平山 誠君	中村 博彦君	西島 英利君	西田 昌司君	南野知恵子君	辻 泰弘君	土田 博和君
広田 一君	広中和歌子君	藤末 健三君	藤谷 光信君	藤本 聖子君	橋本 聖子君	外山 斎君	徳永 久志君
広野ただし君	藤末 健三君	藤谷 光信君	橋本 聖子君	橋本 聖子君	古川 俊治君	森木 利治君	友近 聡朗君
藤田 幸久君	藤谷 光信君	橋本 聖子君	橋本 聖子君	橋本 聖子君	古川 俊治君	内藤 正光君	中谷 智司君
藤本 祐司君	藤原 正司君	舟山 康江君	前田 武志君	増子 輝彦君	松井 孝治君	中村 哲治君	長浜 博行君
藤原 良信君	舟山 康江君	前田 武志君	増子 輝彦君	松浦 大悟君	松岡 徹君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	松浦 大悟君	松野 信夫君	水戸 将史君	水岡 俊一君	林 久美子君	白 眞勲君
松井 孝治君	松浦 大悟君	松野 信夫君	水戸 将史君	水岡 俊一君	水岡 俊一君	平田 健二君	姫井由美子君
松岡 徹君	松野 信夫君	水戸 将史君	水岡 俊一君	水岡 俊一君	水岡 俊一君	平山 幸司君	平野 達男君
円 より子君	水戸 将史君	水岡 俊一君	水岡 俊一君	水岡 俊一君	水岡 俊一君	広田 一君	平山 誠君
水岡 俊一君	水岡 俊一君	水岡 俊一君	水岡 俊一君	水岡 俊一君	水岡 俊一君	広野ただし君	藤末 健三君

藤田 幸久君	藤谷 光信君
藤本 祐司君	藤原 正司君
藤原 良信君	舟山 康江君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
松井 孝治君	松浦 大悟君
松岡 徹君	松野 信夫君
円より子君	水戸 将史君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君
室井 邦彦君	森 ゆうこ君
森田 高君	築瀬 進君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
横峯 良郎君	吉川 沙織君
米長 晴信君	蓮 舫君
愛知 治郎君	秋元 司君
浅野 勝人君	有村 治子君
石井 準一君	石井みどり君
泉 信也君	磯崎 陽輔君
岩永 浩美君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	荻原 健司君
加治屋義人君	神取 忍君
川口 順子君	河合 常則君
岸 宏一君	北川イツセイ君
小泉 昭男君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	椎名 一保君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	伊達 忠一君
谷川 秀善君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	中川 雅治君
中曾根弘文君	中村 博彦君
中山 恭子君	西島 英利君

反対者氏名

○名

西田 昌司君	野村 哲郎君
南野知恵子君	橋本 聖子君
林 芳正君	古川 俊治君
牧野たかお君	松下 新平君
松村 龍二君	松山 政司君
丸川 珠代君	水落 敏栄君
溝手 顕正君	森 まさこ君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	吉田 博美君
義家 弘介君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
谷合 正明君	西田 実仁君
浜四津敏子君	弘友 和夫君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 博司君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
小池 晃君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山下 芳生君
荒井 広幸君	舩添 要一君
矢野 哲朗君	舩内 俊夫君
渡辺 秀史君	福島みずほ君
洲上 貞雄君	又市 征治君
山内 徳信君	中川 義雄君
糸数 慶子君	大江 康弘君
山東 昭子君	長谷川大紋君

日程第四 PTA・青少年教育団体共済法案(衆議院提出)

賛成者氏名

二〇六名

足立 信也君	相原久美子君
家西 悟君	池口 修次君
石井 一君	一川 保夫君
犬塚 直史君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 尚子君	大石 正光君
大河原雅子君	大久保 勉君
大久保潔重君	大島九州男君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 恵美君
金子 洋一君	神本美恵子君
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	木俣 佳丈君
工藤堅太郎君	郡司 彰君
小林 正夫君	行田 邦子君
奥石 東君	今野 東君
佐藤 公治君	佐藤 泰介君
櫻井 充君	自見庄三郎君
芝 博一君	島田智哉子君
主濱 了君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君
田中 直紀君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
武内 則男君	谷 博之君
谷岡 郁子君	千葉 景子君
シラン マレー君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	外山 斎君

徳永 久志君	轟木 利治君
友近 聡朗君	内藤 正光君
中谷 智司君	中村 哲治君
長浜 博行君	西岡 武夫君
羽田雄一郎君	長谷川憲正君
白 眞勲君	林 久美子君
姫井由美子君	平田 健二君
平野 達男君	平山 幸司君
平山 誠君	広田 一君
広中和歌子君	広野ただし君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤谷 光信君	藤本 祐司君
藤原 正司君	藤原 良信君
舟山 康江君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	松井 孝治君
松浦 大悟君	松岡 徹君
松野 信夫君	円より子君
水戸 将史君	水岡 俊一君
峰崎 直樹君	室井 邦彦君
森 ゆうこ君	森田 高君
築瀬 進君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	横峯 良郎君
吉川 沙織君	米長 晴信君
蓮 舫君	愛知 治郎君
秋元 司君	浅野 勝人君
有村 治子君	石井 準一君
石井みどり君	泉 信也君
磯崎 陽輔君	岩永 浩美君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
荻原 健司君	加治屋義人君
神取 忍君	川口 順子君

河合 常則君	岸 宏一君	荒井 広幸君	舩添 要一君
北川イツセイ君	小泉 昭男君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	渡辺 秀央君	福島みずほ君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君	洲上 貞雄君	又市 征治君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	山内 徳信君	中川 義雄君
関口 昌一君	伊達 忠一君	糸数 慶子君	大江 康弘君
谷川 秀善君	塚田 一郎君	山東 昭子君	長谷川大紋君
鶴保 庸介君	中川 雅治君		
中曾根弘文君	中村 博彦君		
中山 恭子君	西島 英利君		
西田 昌司君	野村 哲郎君		
南野知恵子君	橋本 聖子君		
林 芳正君	古川 俊治君		
牧野たかお君	松下 新平君		
松村 龍二君	松山 政司君		
丸川 珠代君	水落 敏栄君		
溝手 顕正君	森 まさこ君		
山田 俊男君	山谷えり子君		
山本 一太君	吉田 博美君		
義家 弘介君	荒木 清寛君		
魚住裕一郎君	浮島とも子君		
加藤 修一君	風間 昶君		
草川 昭三君	木庭健太郎君		
澤 雄二君	白浜 一良君		
谷合 正明君	西田 実仁君		
浜四津敏子君	弘友 和夫君		
松 あきら君	山口那津男君		
山下 栄一君	山本 香苗君		
山本 博司君	渡辺 孝男君		
鰐淵 洋子君	井上 哲士君		
市田 忠義君	紙 智子君		
小池 晃君	大門実紀史君		
仁比 聡平君	山下 芳生君		

反対者氏名	賛成者氏名
○名	二〇六名
足立 信也君	相原久美子君
家西 悟君	池口 修次君
石井 一君	一川 保夫君
犬塚 直史君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 尚子君	大石 正光君
大河原雅子君	大久保 勉君
大久保潔重君	大島九州男君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 恵美君
金子 洋一君	神本美恵子君
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	木俣 佳丈君
工藤堅太郎君	郡司 彰君
小林 正夫君	行田 邦子君
奥石 東君	今野 東君
佐藤 公治君	佐藤 泰介君

櫻井 充君	自見庄三郎君
芝 博一君	島田智哉子君
主濱 了君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君
田中 直紀君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
武内 則男君	谷 博之君
谷岡 郁子君	千葉 景子君
辻 マルテ君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	土田 博和君
外山 斎君	徳永 久志君
轟木 利治君	友近 聡朗君
内藤 正光君	中谷 智司君
中村 哲治君	長浜 博行君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君
長谷川憲正君	白 眞勲君
林 久美子君	姫井由美子君
平田 健二君	平野 達男君
平山 幸司君	平山 誠君
広田 一君	広中和歌子君
広野ただし君	藤末 健三君
藤田 幸久君	藤谷 光信君
藤本 祐司君	藤原 正司君
藤原 良信君	舟山 康江君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
松井 孝治君	松浦 大悟君
松岡 徹君	松野 信夫君
円より子君	水戸 将史君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君
室井 邦彦君	森 ゆうこ君
森田 高君	築瀬 進君
柳澤 光美君	柳田 稔君

山下八洲夫君	山根 隆治君
横峯 良郎君	吉川 沙織君
米長 晴信君	蓮 舫君
愛知 治郎君	秋元 司君
浅野 勝人君	有村 治子君
石井 準一君	石井みどり君
泉 信也君	磯崎 陽輔君
岩永 浩美君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	荻原 健司君
加治屋義人君	神取 忍君
川口 順子君	河合 常則君
岸 宏一君	北川イツセイ君
小泉 昭男君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
伊達 忠一君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中曾根弘文君
中村 博彦君	中山 恭子君
西島 英利君	西田 昌司君
野村 哲郎君	南野知恵子君
橋本 聖子君	林 芳正君
古川 俊治君	牧野たかお君
松下 新平君	松村 龍二君
松山 政司君	丸川 珠代君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
森 まさこ君	山谷えり子君
山本 一太君	吉田 博美君
義家 弘介君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君

澤 雄二君	白浜 一良君
谷合 正明君	西田 実仁君
浜四津敏子君	弘友 和夫君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 博司君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
小池 晃君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山下 芳生君
荒井 広幸君	舩添 要一君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
渡辺 秀央君	福島みずほ君
洲上 貞雄君	又市 征治君
山内 徳信君	中川 義雄君
糸数 慶子君	大江 康弘君
山東 昭子君	長谷川大紋君

反対者氏名

○名

鳩山首相と北澤防衛相との在沖米海兵隊の抑止力についての情報共有に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年五月十一日

参議院議長 江田 五月殿
佐藤 正久

鳩山首相と北澤防衛相との在沖米海兵隊の抑止力についての情報共有に関する質問主意書

北澤防衛相は平成二十二年五月七日の閣議後の

記者会見で、在沖米海兵隊の抑止力について、「防衛省として特段その問題(抑止力)で(首相に)申し上げたということはありません」と述べ、また「いろいろな協議の中で、首相自身が自ら、抑止力に対する考え方は固められたのだと思う」と発言したと報道されている(平成二十二年五月七日付け琉球新報)。

右の点を踏まえ、以下の質問をする。

一 北澤防衛相が鳩山首相に対し、在沖米海兵隊の抑止力について、真に、防衛省として首相に説明をしていないということであれば、国の根幹であり最も重要である防衛を司る防衛相としては無責任極まりないと思うが、その事実関係を明確にした上で、見解を示されたい。

二 仮に一のこと事実であれば、日本政府の防衛政策の基本にかかわる抑止や国防政策について、鳩山首相と北澤防衛相との間で、どのようにして認識を共有しているのかを明確にされたい。

三 鳩山首相は在沖米海兵隊の抑止力について、いつ、どのような協議を踏まえ、その重要性を認識したのかを明確にされたい。

右質問する。

平成二十二年五月二十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員佐藤正久君提出鳩山首相と北澤防衛相との在沖米海兵隊の抑止力についての情報共有に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出鳩山首相と北澤防衛相との在沖米海兵隊の抑止力についての情報共有に関する質問に対する答弁書
一及び二について

鳩山内閣総理大臣と北澤防衛大臣との間では、平素から様々な機会を通じて、抑止力に関することを含め、我が国の安全保障問題や防衛問題に関して緊密なやり取りを行っており、こうしたやり取りを通じて、認識を共有しているものである。

なお、御指摘の北澤防衛大臣の発言は、本年五月四日の鳩山内閣総理大臣の沖縄県訪問時の抑止力に係る発言に関し、当該発言の直前に、抑止力について北澤防衛大臣から鳩山内閣総理大臣には何も申し上げていないとの旨を述べたものである。

三について

鳩山内閣総理大臣は、内閣総理大臣に就任後、普天間飛行場の移設問題について検討する中で得られた様々な情報に接すること等により、沖縄に駐留するアメリカ合衆国の海兵隊の存在の重要性について認識を新たにしているものである。

米兵等の私有車両の登録に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年五月十二日

参議院議長 江田 五月殿
井上 哲士

米兵等の私有車両の登録に関する質問主意書

政府は在日米軍の軍人、軍属およびその家族(以下「米兵等」という。)の私有車両(以下「Yナンバー車」という。)について、自動車の保管場所の確保等に関する法律(以下「車庫法」という。)の規定に反して車庫証明書が添付されずに登録が認められてきたことに関し、一九九八年の運輸省(当時)管理局長通達において、「車庫証明の提出がない場合は登録しない」との方針を全国に通知した。しかし、その後も違法登録が改善されないなかで、日米両政府は二〇〇四年、「基地外」に車庫を持つ場合は車庫証明書の添付を義務付け、「基地内」に車庫を持つ場合についても車庫法を適用することをめざして集中的に議論をおこなうことで合意した。

ところが、現状において何も改善されていないことをうかがわせる事実が判明した。国土交通省に要求し本年四月九日に提出を受けた資料「Yナンバー車の登録件数について(平成二十二年四月、平成二十二年三月)」によると、二〇〇九年度に全国で登録されたYナンバー車二万七六三九台中、車庫証明書が添付されなかったものが二万四五九六台にもぼっている。この資料はYナンバー車の違法登録がいまも繰り返されている実態を示している。

とりわけ、沖縄市や北谷町など車庫証明書の添付を免除していない自治体において基地外に多くの米兵等が居住している沖縄県では、Yナンバー車の登録総数一万四四七六台のうち、「基地外」に車庫を持つとして車庫証明書が添付されて登録されたのは四〇台(約〇・二七%)に過ぎない。同県において、実に九九%以上が「基地内」に車庫を持

つ車両として登録されている事実、米兵等の基地外居住の実態とあまりにかけ離れている。

そこで以下質問する。

一 日米地位協定第十条第三項の規定及び「軍人・軍属等の私有車両の登録」に関する日米合同委員会合意事項を踏まえれば、日本の当局は本来Yナンバー車の登録の際には国内法令に従い、申請があつても車庫証明書が添付されないかぎり登録を一切認めてはならないはずであるが、これに反して車両登録を認めている現状は法令違反ではないか。なぜ、法令に反する登録を認めているのか。

二 米側は多数の車両登録において車庫証明書が添付されていないにもかかわらず、前述の日米地位協定の規定及び日米合同委員会合意事項を守っているとの考えを示しているか。そうであるなら、その理由をどのように述べているのか。この際明らかにされたい。

三 前述の運輸省(当時)管理局長通達から既に二年が経過しようとしている。同通達に反する登録の実態が長期間続いていることについて、政府はどのように考えているか。また、同通達の内容は現在もなお有効であるか、政府の見解を明らかにされたい。

四 外務省及び防衛省が発表した二〇〇九年三月三十一日時点の「米軍人等の施設・区域内外居住者の人数について」にもとづき計算すれば、沖縄県では米兵等の居住者総数に占める基地外居住者数の割合は約二六％になるにもかかわらず、前述のように「基地外」に車庫を持つとして登録されたYナンバー車はわずか〇・二七％に過ぎない。このことを踏まえれば、二〇〇四年の合意は守られず、基地外居住者が所有する大

量のYナンバー車が「基地内」に車庫を持つ車両として登録されているのではないか。

また、二〇〇八年五月十三日の参議院外交防衛委員会において、当時の外務大臣は「合意が守られているか(中略)疑問があるわけでありまして、今、回答待ちであります(中略)早く詰めるように努力をしまいたい」との考えを示していた。その後、米側からどのような回答を得たのか。政府の見解とともに明らかにされたい。

五 二〇〇四年の合意で日米両政府がめざしていた、「基地内」に車庫を持つ場合についての早期の車庫法適用にむけて、米側とはどのような協議を何回おこなったか。特に、日米合同委員会とその分科会ではそれぞれ何回協議をおこなったか。外務省の従前の国会答弁は、「随時協議をおこなってきた」とするのみで、具体的協議事実とは判然としない。この際、協議の実績について、回数、協議者のレベル、結果などの詳細を明らかにされたい。

六 車庫法の解釈、適用に関し、米軍基地から二キロメートル以内にある基地外の住居に居住しYナンバー車で基地との間を往復しようとする米兵等が当該車両を登録する際、住居の側ではなく「基地内」に車庫を持つとして登録することは法令上認められるか。政府の見解を示されたい。

七 車庫証明書の発給を受けようとする者は、各都道府県がそれぞれ定める一定の手数料を支払わなければならないと承知しているが、前述の二〇〇九年度におこなわれたYナンバー車の登録に関し、「基地内」に車庫を持つとして車庫証明書が添付されず登録された結果、支払われな

かった手数料の総額は全国及び沖縄県において、それぞれいくらであつたか。金額を明らかにされたい。

八 日米地位協定には日本国内において米兵等に対する租税や手数料などを免除する規定もあるが、Yナンバー車の車庫証明書に要する手数料は免除されないと理解してよいのか。

右質問する。

平成二十二年五月二十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員井上哲士君提出米兵等の私有車両の登録に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員井上哲士君提出米兵等の私有車両の登録に関する質問に対する答弁書

一、三及び六について

自動車がアメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)の軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の私有車両(以下「いわゆるYナンバー車両」という。)である場合、当該自動車の保有者であるこれらの者についても、適用地域に関する経過措置に係る自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第四十五号。以下「保管場所法」という。)附則の規定により保管場所法の規定の適用が除外されない限り、保管場所法が適用される。すなわち、保管場所法第三条の規定により、自動車の保有者であるこれらの者は、道路上の場所以外の場所において、自動車の使用の本拠の位置との間の距離その他の事項につ

いて政令で定める要件を備える自動車の保管場所を確保しなければならないこととされ、保管場所法第四条第一項の規定により、登録(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四条に規定する処分、同法第十二条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。))又は同法第十三条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。)をいう。以下同じ。))を受けようとする者は、登録に係る行政庁に対して、保管場所法第四条第一項の政令で定める書面(以下「自動車保管場所証明書」という。))を提出しなければならないとされ、また、同条第二項の規定により、当該行政庁は、自動車保管場所証明書の提出がないときは、登録をしないものとされている。「アメリカ合衆国の軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の私有車両の登録事務の取扱について」(平成十年六月九日付け自管発第三十一号自動車交通局技術安全全部管理課長通達。以下「管理課長通達」という。))はこれらのことを踏まえて通知したものであり、当該通達は現在も有効である。

平成十六年七月二十日に開催された、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十一年条約第七号)第二十五条一の規定に基づき設置された合同委員会(以下「日米合同委員会」という。))においては、いわゆるYナンバー車両の登録に関し、保管場所が合衆国軍隊の施設及び区域(以下「米軍施設・区域」という。))の外にある自動車について平成十六年九月一日以降登録を受けようとする者は、保管場所

法に従って自動車保管場所証明書を取得すること、及び保管場所が米軍施設・区域の中にある自動車の取扱いについては、引き続き集中的な議論を続けていくことが合意された。

いわゆるYナンバー車両の登録に当たっては、管理課長通達、前記の日米合同委員会において合意された事項(以下「日米合意」という。)等を踏まえ、国土交通省運輸支局等において、申請者に対していわゆるYナンバー車両の保管場所が米軍施設・区域の外にあるかを確認し、保管場所が米軍施設・区域の外にあると回答した者については、保管場所法に従って自動車保管場所証明書の取得を求め、保管場所が米軍施設・区域の中にあると回答した者については、自動車保管場所証明書の取得を求めないという取扱いをしているものである。

二について
お尋ねの点については、合衆国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

四について
平成十六年九月一日以降、保管場所が米軍施設・区域の外にあるいわゆるYナンバー車両について、保管場所法に従って自動車保管場所証明書の取得がなされていないにもかかわらず登録を行った事実が承知していない。また、御指摘の外務大臣の答弁の後、我が方からの照会に対し、合衆国側からは、日米合意に基づいて必要な登録を行っているとの回答があった。これらのことから、日米合意は守られていないとの御指摘は必ずしも当たらないものと考えているが、政府としては、引き続き合衆国政府と協議し、日米合意が確実に実施されるよう適切に対応してまいりたい。

五について

お尋ねの件については、日米間で、日米合同委員会及び「日米合同委員会合意の見直しに関する特別分科委員会」を含め、様々な場で協議しているところであるが、その詳細等については、合衆国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

七について
お尋ねの「支払われなかった手数料の総額」については、把握していない。

八について
いわゆるYナンバー車両に係る自動車保管場所証明書の申請等に係る手数料は、都道府県が条例を定めて徴収しているものであるが、当該自動車の保有者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であることを理由として免除されていることはないものと承知している。

原爆症認定却下処分の取消を求める訴訟に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年五月十二日

糸数 慶子

参議院議長 江田 五月殿

原爆症認定却下処分の取消を求める訴訟に関する質問主意書

一 原爆症認定却下処分取消訴訟について

1 二〇〇三年から各地で提訴された原爆症認定集団訴訟において、国は、二〇一〇年三月

現在、二十四連敗を喫している。国は二十四連敗を喫した理由について、どのように認識しているのか、明らかにされたい。

2 二〇〇〇年七月、松谷長崎原爆訴訟において、最高裁は国の上告を棄却し、原告勝訴が確定した。原告の松谷英子さんは三歳の時に、長崎の原爆で爆心地から二・四五キロメートルの地点で被爆した。爆風で飛んできた瓦が頭に当たり頭蓋骨陥没の大怪我をし、脱毛や下痢も起こした。その結果、右半身不全麻痺が残った遠距離被爆者となった。

国は長崎地裁と福岡高裁を通して、「DS八六による被曝線量は数ラドにしかならない。そのようなわずかな被曝線量では急性症状を発症するしきい値にも満たない。爆心地から二キロ以上で発症した脱毛などの急性症状は、栄養障害、肉体的衰弱、精神的ストレス、熱線による影響が主な原因である。放射線の影響による原爆症ではない」と認定却下の正当性を主張したが、最高裁でも敗訴した。

次の項目に関して、最高裁が国の主張を認めなかった理由について、どのように認識しているのか、それぞれ明らかにされたい。

- (1) 原爆症の起因性の証明について
- (2) DS八六について
- (3) しきい値について

3 二〇〇一年五月に、原子爆弾被爆者医療分科会(以下「医療分科会」という。)は初めて原爆症の認定審査の方針を作成した。しかし、この審査の方針は、原爆症認定訴訟で認定を勝ち取った原告らが却下されてしまうというような内容であり、それまでに国が受け入れ

た原爆症の諸判決にも反するものであった。しかし、この誤った審査の方針は二〇〇八年四月に改定されるまで、認定審査の基準として用いられていた。

(1) なぜ、医療分科会は、司法の判決を無視し誤った認定基準を作成したのか、明らかにされたい。

(2) 医療分科会の誤った決定に対して、それを正す機能が働かなかつたのはなぜか、明らかにされたい。

4 松谷長崎原爆訴訟における最高裁判決は原爆症認定集団訴訟においても継承され、原爆症認定集団訴訟における国の連敗は予測されたものであり、それは憲法上の三権分立のあり様から考えて当然のことと考えられる。この問題について、政府としてどのように考えるのか明らかにされたい。

5 原爆症認定集団訴訟で連敗が続いていた二〇〇七年の秋、原爆症認定の在り方が検討され、二〇〇八年四月から「新しい審査の方針」による認定審査が実施された。しかし、原爆症認定集団訴訟では、現在も「新しい審査の方針」を超えた原告勝訴の判決が出されており、「新しい審査の方針」も原爆被爆者を真に救済するものとは言えないことが明らかとなっている。

なぜ、被爆者援護法の精神を順守せず、いたずらに原爆被爆者を苦しめるような認定審査の方針がまかり通っているのか、明らかにされたい。

6 「新しい審査の方針」では、放射線起因性の判断に当たり、「1 積極的に認定する範囲」において、三条件と七疾患が定められてお

り、それらに該当する被爆者は積極的に認定するものとされている一方、「2 1に該当する場合以外の申請について」において、「申請者に係る被曝線量(DS八六で推定された被曝線量)、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案して、個別にその起因性を総合的に判断する」とされている。

二〇〇九年十二月二十一日に行われた第百三回の医療分科会では、午前十時から二十五名の委員によって原爆症認定審査が行われた。答申件数三百六十五件に対し十二件が認定、三百五十一件が却下、保留が二件であった。この日、おそらく六時間は行われたであろう会議での三百六十五件の答申は、平均すると一件当たり約五十九秒間で審査が行われたことになる。

(1) このような短時間で行われる放射線起因性の判断に、信頼性や公正さがあるのだろうか。あるとするなら、その理由を明らかにされたい。

(2) なぜ、医療分科会が一件当たり一分にも足りない短時間で、原爆被爆者の生涯をかけた認定審査を行っているのか、その要因は何かについて明らかにされたい。

7 二〇一〇年一月十四日、厚生労働大臣と原爆症認定集団訴訟の関係者らの間で第一回の定期協議会が開催された。厚生労働大臣は、訴訟関係者から「認定審査の過程の公開、裁判の判決を尊重した審査の方針の改定、認定制度の改定など」を要求されたことについて、「現行法のもとでの認定制度の改善よりも法律の改定の方が重要である」と回答した。しかし、前記6のような認定審査の例を

かんがみると、認定基準の改定を含む認定制度の改善の方が急務であると考ええる。高齢となった被爆者の多くが日々命を縮めながら決定を待っているのである。

(1) 被爆者援護法制定から二〇一〇年三月末までの原爆症の認定数と却下数、そのうちの直接被爆者、遠距離被爆者、入市被爆者及び救護被爆者の数、認定審査の待機者が審査終了までにかかった最高の日数、結果が届いた時点での死亡者数とその人の待機していた日数及び被爆者区分を明らかにされたい。

(2) 医療分科会の委員は専門職を持ちながら、認定審査にあたっているため、一カ月一回行われる会議だけでも大きな負担になっているに違いない。申請者が生存中に公正な答申を出すためには、医療分科会の委員を専門に任命し、毎日でも会議を開いて、丁寧で誠意のある認定審査を行うことが急務と考える。これについてどのように考えるのか明らかにされたい。

8 原爆症認定集団訴訟で敗訴した原告を救済する原爆症救済法が二〇〇九年十二月一日成立した。提訴した被爆者は敗訴しても救済されるが、提訴をしなかった被爆者は裁判では認定される被爆者と同じような状態にありながら救済されないという矛盾が生じている。同じ被爆者の間にこのような不公平があってはならないと考えるが、このことについてどのように考えているのか、明らかにされたい。

9 原爆症認定集団訴訟のすべての判決で、原因確率論に基づく認定審査を是正するよう求

めている。しかし、二〇〇八年四月から運用された「新しい審査の方針」でも、原因確率論を捨てていない。審査を迅速に行うために、医療分科会が審査を行う前段階の事務レベルで、原因確率が十パーセント以上の場合医療分科会を省略して認定され、原因確率が十パーセント未満の申請者だけが医療分科会の審査にかけられることになっている。原因確率論については、次のような批判がある。

「原爆投下から半世紀を経た放影研の原爆被爆者の後障害の調査研究は、放射線が白血球やほとんどのガンの発症率を増加させること、しきい値はなく、どんなに少ない線量でもあつてもガンが発症することを明らかにしている。これが疫学調査の結果から分かった放射線の寄与リスクである。しかし、原爆症認定の基準では、厚生省が寄与リスクを原因確率と呼び変えて、個人の放射線の起因性について、原因確率が低い場合は放射線の起因性が否定できるとしている。

疫学調査の結果は、集団のガン発生についての一定の傾向を示すものであり、社会という集団に対しては警告を発するという重要な意味を持っている。しかし、例えば、被爆者の集団での放射線によるガンの発生率が十パーセントであっても、その集団の中ですでにガンになっている個人のガンの発生率が十パーセントであるということはできない。そうすることは疫学の誤用以外の何物でもない。すでにガンを発症した個人に対しては、放射線の影響があつたと考える以外にはないのである。」

この批判に対してどのように考えるのか、明らかにされたい。

10 原爆症認定却下処分取消訴訟において、国は、放射線影響研究所(以下「放影研」という。)の被爆者データは、「他に例のない規模で行われた被爆者の追跡調査を基に算出されたもので、疾病と放射線との関係を検討するのにこれ以上の基準はない」と主張している。しかし、その調査には次のような問題がある。それぞれについてどのように考えるのかを明らかにされたい。

(1) 被爆者と非被爆者を比較した際、非被爆者の中に、DS八六で被曝線量が極小であつたとされた遠距離被爆者や入市被爆者が入っている。しかし、それらの被爆者の被曝線量は、残留放射線の軽視と内部被曝の無視によって過小評価されたものであつた。そのために放影研の調査の実態は、被爆者同士を比較することになっており、放射線の影響が過小評価されている。

(2) 放影研の寿命調査の対象になっている被爆者は、まだ四割が生存中であり、調査は道半ばである。放影研のデータは調査期間が長くなるほど、被爆者のガンやその他の疾病の死亡率は非被爆者と比べて有意に増加しており、疾病の種類も増加している。放射線がすべての種類のガンを発症させるリスクがあることや、ガンと線量応答関係は〇・〇・一五グレイから有意のリスク増加を示しており、しきい値がないことも明らかにしつつある。

しかし、被爆者は自らが属する原爆被爆者という集団の一員でありながら、その調査対象者の死亡率によって、自らの疾病の放射線起因性を判断されるという皮肉な立

場に立たされている。これこそ広島・長崎原爆投下が「人体実験」であつたことを明確に物語るものではないだろうか。道半ばの被爆者疫学データによつて、被爆者の疾病の起因性を判断することは誤りであると言ふべきである。

11 原爆症認定における「新しい審査の方針」の「積極的に認定する範囲」に関し、以下の点についてそれぞれ明らかにされたい。

(1) 「被爆地点が爆心地より約三・五キロメートル以内である者」とした科学的な根拠。

(2) 「原爆投下より約百時間以内に爆心地から約二キロメートル以内に入市した者」とした科学的な根拠。

(3) 「原爆投下より約百時間経過後から、原爆投下より約二週間以内の期間に、爆心地から約二キロメートル以内の地点に一週間程度以上滞在した者」とした科学的な根拠。

(4) 「1 悪性腫瘍 2 白血病 3 副甲状腺機能亢進症 4 放射線白内障 5 放射線起因性が認められる心筋梗塞 6 放射線起因性が認められる甲状腺機能低下症 7 放射線起因性が認められる慢性肝炎・肝硬変」の七つの疾病を放射線起因性が推認される疾病とした科学的な根拠。

二 D S 八六について

1 国は D S 八六(D S 〇二)について、原爆症認定訴訟の中で、終始「世界の放射線防護の基準の基礎となつており、その正しさも、最新の研究によつて再検証されたものである」

としている。しかし、裁判所は、次のように判断した。それぞれについて、どのように考へているのか、明らかにされたい。

(1) 残留放射線には爆発によつてもたらされた中性子によつて放射化された誘導放射線と放射性降下物(核分裂して生成された放射性核種・死の灰、未分裂のウランとプルトニウムなどが、フォールアウトによつて降下したもの)があるが、D S 八六では、特に黒い雨の降水量が多かつたとされる広島・高須地区、長崎の西山地区以外の地域では、残留放射線による外部被曝は、ごく少量であつたとして無視された。

さらに、D S 八六作成時に、内部被曝についてはデータがないことを理由に被曝線量に算入されなかつたが、データのなかつたことが、残留放射線による内部被曝がなかつたことにすり替えられてしまつてゐる。D S 八六は実際の被曝線量に比較して非常に過小評価されたものであり、入市被爆者や遠距離被爆者に発症した放射線の急性症状について説明することができないものである。人に起きたことをきちんと説明できなければ、どれほど精緻なコンピュータ・シミュレーションであろうと、人に役立つ科学とは言えない。

(2) 原爆症認定集団訴訟では原告の多くが認定を却下された遠距離被爆者や入市被爆者であつたが、それらの人々は D S 八六ではほとんど被曝線量が微量とされ、急性症状は発症するはずがないとして却下された人々であつた。それらの人々を原爆症と判

断した裁判所は、D S 八六が全く評価しなかつた内部被曝の可能性を認めて、原告勝訴とし、国は敗訴を受け入れ、原爆症と認定した。D S 八六が内部被曝を無視してゐたことを、日本の司法と行政は共に認めたのである。

2 D S 八六(D S 〇二)は国が主張してゐたように、「世界の放射線防護の基準の基礎」として利用されている。前記のような D S 八六(D S 〇二)が抱えている問題は、低線量放射線内部被曝がこれまで考えられてゐた以上に、人類にとつて危険なものであることを意味している。核兵器廃絶や原子力の平和利用において、もつとも基本的で重大な問題であることから、国際放射線防護委員会(I C R P)をはじめ種々の国際機関に D S 八六の問題点を公開し、公正な基準にするよう提言しなければならぬと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 放射性降下物の降下量の評価について
国は原爆症認定訴訟で、原爆炸裂によつてもたらされた放射性降下物の挙動について、以下のように主張している。

「原爆本体のウラン(広島)、プルトニウム(長崎)の核分裂生成物、未分裂のウランとプルトニウム、誘導放射化された原爆容器・器材物質からなる放射性物質は、原爆炸裂時の爆風により高層大気に飛散し、上空の風に乗つて世界中の広範囲に拡散したため、広島と長崎に降下した放射能の量は無視できるほど微量である。」しかし、原告は次のように主張している。「原子爆弾は、爆弾炸裂(広島原爆はウラン六十キログラムのうち約〇・七キログラムが、長

崎原爆はプルトニウム六十キログラムのうち約一キログラムが核分裂した)から数秒後にきのこ雲が形成され、火球に含まれてゐた核分裂生成物(死の灰)、誘導放射化された原爆の器材物質と大気中の原子核、分裂しなかつたウランやプルトニウムをほとんど含んだままで上昇し、一時間後には高さ、半径とも数十キロメートルに達したと推定されている。爆発付近では上昇気流が、その外縁では下降気流が支配的となつてゐた。火球が膨張し上昇して温度が下がると、火球に含まれてゐたさまざまな放射性物質は放射性微粒子あるいは「黒いすす」となる。さらに上昇して温度が下がると、この放射性微粒子や黒いすすが空気中の水蒸気を吸着して水滴となり、放射性物質を大量に含んだきのこ雲がつくられたが、この中の放射性物質は爆風によつて飛び散ることではない。きのこ雲はさらに上昇しながら成長し、ついには崩れて広範囲に広がつていった。放射性降下物はきのこ雲の広がつた範囲に降下したと考えられ、きのこ雲の中で大きく変わった水滴は放射能を帯びた「黒い雨」となつて地上に降り注いだ。

また、原爆の熱線によつて発生した空前の大震災によつて、巨大な火事嵐や竜巻が生じ、誘導放射化された地上の土砂や物体が巻き上げられて、再び黒い雨や黒いすすとともに地上に降り注いだ。そして、黒いすすや黒い雨や放射性微粒子などが放射性降下物となり、人々を被曝させた。」

同じ被爆国の中で原告と被告に、放射性降下物の挙動についてこれほどの違いがあるのには驚かされるが、裁判所は国の主張は採用せず、ほぼ原告の主張を認める判断をした。

国は原爆症認定集団訴訟で敗訴を受け入れた後に、放射性降下物の挙動についての認識をどのように改めたのか、明らかにされたい。

四 内部被曝について

国は、原子力発電所における放射線管理区域(放射能で汚染された区域)での作業に際し、作業者が現場に入る前に厳重な作業準備をさせている。例えば、頭には紙の帽子、ヘルメットをかぶり、体には、専用の下着の上に、紙製のつなぎとナイロン製のフードつきつなぎを着用する。顔はフィルター付きの全面マスクや半面マスク、あるいはエアライン・マスクをつけ、マスクとフードのつなぎ目はガムテープで巻く。綿の手袋とその上にゴム手袋二枚、一番上のゴム手袋と作業着の袖口はガムテープを巻く。ゴム長靴と靴下二枚、外部被曝の測定のためのフィルム・バッジ、ポケット線量計、アラーム・メーターも装着する。

1 これらの厳重な放射線防護のための作業準備は、放射能が皮膚の毛穴から体内に入って内部被曝をしないようにすることが目的とされているが、間違いないか、明らかにされたい。

2 原爆症認定集団訴訟では、皮膚からの放射線被曝について、「放射性降下物により被曝する可能性も否定できない」とする原告の主張に対して、国は、「仮に人体に放射性降下物が付着したとしても、垢とともに約一週間程度で脱落すると考えるのが自然であることからして、放射性物質が皮膚に付着したことによる人体への影響が有意なものであったとは考えがたい」と反論している。国の主張は

どのような根拠に基づいたものか、明らかにされたい。

3 広島・長崎の原爆投下時、人々は真夏の服装のままで被曝し、生き延びた人々は放射能に汚染されていることなどまったく知らないで、無防備のままで暮らしていた。被爆医師・秋月辰一郎は放射性降下物について、著書「長崎原爆記」において次のように描写している。

「多量の放射性物質が地面や壊れた建物に蓄積されていたはずである。その放射線源は原子の核分裂によって生じた種々の金属元素の微粒子群である。あるものは、爆発直後に地上にばらばら落ち、あるものはもうもうと降り注いだ。人はこれを毒ガスと感じた。雪のごとく浮遊し、塵のごとく地上に落下した。これらの微塵は地上にうずたかく積もって、驚くほどの放射能を出していた。これが死の灰である。この死の灰・核分裂中間の産物の微塵によって、徐々に原爆症は作られていった。

九月二日から三日にかけて豪雨が長崎地方を、一帯を水浸しにした。その二週間後に再びこの地方を襲った枕崎台風(広島にも襲来した)とともに、死の放射能灰を溶かし流し、海の底に持つて行ったのである。」

国が主張するように、放射性降下物は無視できるほど微量なものではなく、放射性降下物によって原爆被爆者が相当量の内部被曝したことは明らかである。原爆症認定集団訴訟敗訴を受け入れた国は、内部被曝についての認識をどのように改めたのか、明らかにされたい。

五 アメリカの被爆者救済制度について

アメリカには、広島・長崎の原爆製造、数百年に及ぶ国内外での核実験などによって、職業軍人、核実験や核産業などの労働者、核実験風下の住民、ウラン鉱山や核施設周辺の住民、原子力研究所の労働者、ウラン鉱山労働者など三百万人を超える被爆者が存在していると推定されている。

それらの被爆者救済のために、同国では、まず、一九八四年に「退役軍人のためのダイオキシシン・放射線被曝補償法」が制定され、一九八八年に本格的な「放射線被曝退役軍人補償法」が制定された。一九九〇年には「放射線被曝者補償法」が制定され、対象が実験周辺やフォールアウトで被災した一般人にも適用されるように拡大され、二〇〇〇年には同法が改正され、さらに対象者が拡大されたという。

第四十四回の全米放射線防護委員会年次総会に、原子力安全委員会などから参加した人々の報告書をもとに、放射線被曝者補償法によって補償される対象者、被曝線量の評価の方法、審査機関、対象疾患名、放射線起因性の判断基準、補償額などをできるだけ詳細に明らかにされたい。

右質問する。

平成二十二年五月二十一日

参議院議長 江田 五月殿
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議員糸数慶子君提出原爆症認定却下処分
の取消を求める訴訟に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出原爆症認定却下
処分の取消を求める訴訟に関する質問に対
する答弁書

一の1について

お尋ねの「二十四連敗」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの原爆症認定集団訴訟においては、国の主張のすべてが否定されたわけではないと認識している。

一の2について

平成十二年七月十八日最高裁判所第三小法廷判決(以下「最高裁判決」という。)において、原告の疾病については、通常の物理的打撃で生じる脳損傷の発生とは異なる経過をたどった特異な負傷であったという個別事情に基づき放射線起因性があるとの認定を導くことも可能であった、それが経験則上許されないものとまで断ずることはできない旨を判示している一方、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号。以下「法」という。)第十一条に規定する認定(以下「原爆症認定」という。)の要件である放射線起因性については、「相当程度の蓋然性」さえ立証すれば足りるという原告の主張を退けており、「高度の蓋然性」の証明の必要性を示したものと認識している。

また、最高裁判決は、DS八六及びしきい値については、当該原告の事案についてその適用を躊躇せざるを得ない旨を判示したものであり、DS八六及びしきい値そのものを否定したとは認識していない。

一の3について

最高裁判決においては、原爆症認定の要件である放射線起因性については高度の蓋然性が必要であるという国の主張が認められたものと認

識しているが、原爆症認定に係る審査をより科学的で透明性の高いものにするため、疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会以下「医療分科会」という。において「原爆症認定に関する審査の方針」を定めたものであり、御指摘のように医療分科会の決定が誤ったものとは考えていない。

一の4について

御指摘の原爆症認定集団訴訟においてなされた裁判所の判断は、個々の事案について示されたものであり、また、その判断も個々の事案によつて様々であることから、「国の連敗は予測されたもの」との御指摘は当たらないものと考ええる。

一の5について

原爆症認定に係る現行の「新しい審査の方針」については、法の趣旨を踏まえ、最新の科学的知見等に基づき、法第十条第一項の規定について許容され得る限り緩やかに解釈して定めたものである。

一の6について

原爆症認定に係る審査については、必要に応じて事前に医療分科会の委員が申請案件の確認を行っているほか、申請案件によつては、平成二十年度に医療分科会に設置された四つの審査部会と医療分科会の双方で審査を行っており、実質的に十分な時間をかけているところである。

一の7の(1)について

法が制定された平成六年度から平成二十一年度までの間の原爆症認定に係る審査における認定件数は七千九百三十一件、却下件数は七千件である。また、厚生労働省が申請を受理してか

ら審査が終了するまでに要した日数については、これまでに確認できる限りでは、最長で千五百四十七日であるが、当該事案は、平成二十年度に「新しい審査の方針」の策定と審査体制の強化による審査の大幅な迅速化が図られる前に申請されたものである。なお、審査に要する日数については、申請書類が不足しているため申請者に対して追加資料の提出を求める必要がある場合がある等様々な事情により異なつてくるものである。

また、お尋ねの直接被爆者、遠距離被爆者、入市被爆者及び救護被爆者の数並びに結果が届いた時点での死亡者数とその人の待機していた日数及び被爆者区分については、把握していない。

一の7の(2)について

被爆者の負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因していること及び現に医療を要する状態にあることについて適切な審査を行うことが可能な高度な専門的知見を有する専門家の人数は限られているため、御指摘のような運用では、現行の審査の水準を確保することができなくなる。いづれにせよ、今後とも高度な専門的知見を有する専門家を最大限活用することにより、法の趣旨に沿った適切な審査を行つてまいりたい。

一の8について

第百七十三回国会において全会一致で可決・成立した原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律（平成二十一年法律第九十九号）の制定の趣旨は、同法第一条に規定されているとおりである。と考える。

一の9について

お尋ねの原因確率については、これに基づいて申請案件を却下しているわけではなく、迅速に審査を行う観点から、医療分科会に諮問することなく認定が可能な申請案件を分類するために活用しているものであり、御指摘のような批判は当たらないものと考ええる。

一の10の(1)、二、三並びに四の2及び3について

お尋ねの点については、現在、係争中の訴訟において争点となつており、お答えすることは差し控えたい。

一の10の(2)について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、財団法人放射線影響研究所において行われている寿命調査は人体への放射線の影響を判断するに当たつて信頼できる科学的知見の一つである。と考える。

一の11について

現行の「新しい審査の方針」は、医学や放射線科学等についての高度な専門的知見を有する委員で構成される医療分科会において、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）から国際連合総会に対して提出された報告書等に記載されている最新の科学的知見等に基づき定められたものである。

四の1について

政府としては、お尋ねの作業準備をさせている事実はないため、お答えすることは困難である。

五について

御指摘の政府からの参加者は、お尋ねの放射線被爆者補償法についての情報を把握するため第四十四回の全米放射線防護委員会年次総会

に出席したのではなく、政府としては、当該参加者からお尋ねの点について把握しているわけではない。

東京地下鉄の安全管理に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年五月十二日

参議院議長 江田 五月殿

神取 忍

東京地下鉄の安全管理に関する質問主意書
国においては「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」平成十八年法律第十九号。以下「同法」という。により、運輸事業者に対して、絶えず輸送の安全性の向上に向けた取組を求めるとともに、安全最優先の方針の下、経営トップ主導による経営トップから現場まで一丸となつた安全管理体制の適切な構築を図るため、安全管理規程の作成等を義務付けたところである。

人や物を大量に、高速に、かつ、定時に輸送できる鉄軌道は国民生活に欠くことのできない交通手段である一方、一たび事故が発生すると、多くの死傷者が発生し被害が甚大となるおそれがあるほか、利用者の利便に重大な支障をもたらす危険性がある。

都心部の鉄道事業者においては、その公共性に鑑み、特に朝夕のラッシュ時における駅構内の安全管理が求められると考える。そのような中、平成二十二年四月二十七日に東京地下鉄（東京メトロ）有楽町線飯田橋駅において、質問者本人の目

の前で朝のラッシュに巻き込まれた女性が転倒、頭部を強打し起き上がれない状態となったにも関わらず、駅職員を呼び、駆けつけるまでの十分間にわたって質問者と当該女性客が同駅ホームに放置された状態になった。その際、当該ホームには駅職員が配置されており、また、同駅事務室においては防犯カメラによる確認もされていたという。

救命活動は、第一発見者から医療機関に至るまで、「連携した協力」が不可欠であり、また、初期の救命処置が人命のその後を大きく左右する。

東京地下鉄においては、輸送の安全の確保に関する基本的な方針として、鉄道事業の運営は安全の確保を第一の課題として行うものとしており、また、事故・災害等の発生時には、人命救助を最優先に行動し、相互に協力して速やかに安全かつ適切な処置をとることとしている。

さらに、同社は安全への取組として、現業社員全員が普通救命技能認定証を取得しているとしているが、右記の事件について職員に対するトレーニングを行ったところ、現場において安全に対する意識や管理体制が徹底されていると考えるのが難しく、同法の趣旨が現場において形骸化されているおそれがあるため、以下質問する。

一 国土交通省は東京地下鉄に対し、同社が作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用がなされているか、同社の経営管理部門における安全方針等に対する理解及び関与の度合いは十分か、同社において過去の行政処分又は行政指導等を踏まえた安全方針等の作成及び実施がなされているかの各点について、確認し、更なる改善等に向けた助言を行っているか。行っている

るのであれば、その経過について示されたい。

二 国土交通省が東京地下鉄に対して行った「運輸安全マネジメント評価」のうち、「救助・救急活動の充実」に関する評価について示されたい。

三 鉄道事業は国民生活に欠かせない極めて公共性が高いものであることから、特に同事業に従事する職員に対しては救命技能の取得を義務付ける必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十二年五月二十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員神取忍君提出東京地下鉄の安全管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神取忍君提出東京地下鉄の安全管理に関する質問に対する答弁書

二について

国土交通省においては、東京地下鉄株式会社に対し、平成十八年度から平成二十一年度までの間に四回の運輸安全マネジメント評価を行い、経営責任者、安全統括管理者等に対する面談調査を通じて、御指摘の各点を含め、同社が定めた安全管理規程に基づき、安全管理体制を適切に構築し、運用しているか否かを確認するとともに、更なる安全への取組の推進等の観点から、安全に関する重点目標の策定等に関して助言してきたところである。

二について

国土交通省では、東京地下鉄株式会社に対し

てこれまでに行った運輸安全マネジメント評価において、同社の社内規定に基づく事故等に対する対応体制の整備・運用状況及び消防、警察等の関係機関と連携した救助・救急活動を含む異常時総合想定訓練等の毎年の実施状況を確認してきたところであり、これらについて同社は適切に取り組んでいるものと評価している。

において統一した見解を持っているのか、明らかにされたい。

三 前原大臣の前記答弁における「訂正」とはいかなる内容を指しているのか、明らかにされたい。

四 訂正する根拠を示されたい。

五 政府としての「沖縄戦」に対する認識を示されたい。

右質問する。

平成二十二年五月二十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員糸数慶子君提出沖縄戦に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出沖縄戦に関する質問に対する答弁書

一及び二について

いわゆる「沖縄戦」については、一般に、先の大戦において沖縄本島及びその周辺で行われた戦闘行為のことを指すものと承知しているが、政府として定義して用いている用語ではなく、お尋ねの点について政府として統一した見解は有していない。

三及び四について

御指摘の前原内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）の答弁は、先の大戦において、我が国の領土における地上戦は、複数の地域において行われていることから、沖縄本島及びその周辺のみでそのような地上戦が行われたという認識は必ずしも正確ではないという趣旨を述べたものである。

沖縄戦に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年五月十三日

糸数 慶子

参議院議長 江田 五月殿

沖縄戦に関する質問主意書

本年五月十日、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、前原誠司大臣は、山岡達丸委員の沖縄戦に関する質問に対し、「国内唯一の地上戦が沖縄だということについては、それは訂正した方がいいというのが政府の考え方でございます」と答弁した。よつて、以下質問する。

一 政府の沖縄戦に関する定義を示されたい。

二 政府は沖縄戦に関し、記述、表記又は表現等

五について

先の大戦において、沖縄は国内最大の地上戦を経験し、多くの方々が犠牲となり、筆舌に尽くし難い苦難を経験されたと承知している。このような悲惨な経験を風化させることなく、次の世代に継承することが重要であると認識している。

地方社会保険医療協議会の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年五月十三日

参議院議長 江田 五月殿

岡田 広

地方社会保険医療協議会の在り方に関する質問主意書

厚生労働大臣が、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し(以下「保険医療機関の指定取消し等」という。)を行おうとするときは、社会保険医療協議会法第一条第二項に基づき設置されている地方社会保険医療協議会(以下「地方協議会」という。)に諮問することとされており(健康保険法第八十二条第二項)、社会保険医療協議会法第二条第二項は、地方協議会の所掌事務として、「保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申する」と定めている。

こうした仕組みから、厚生労働大臣による保険医療機関の指定取消し等の不利益処分において、

その公正さの担保という点で、地方協議会の果たす役割は大きいものと認識している。

しかしながら、これらの厚生労働大臣による不利益処分については、法制度としては、行政手続法に基づく厚生労働大臣による聴聞が行われるものの、諮問を受けた地方協議会がその審議において保険医療機関等の当事者からの意見を聴取する手続は定められていないと承知している。不利益処分を被る保険医療機関等の当事者にとつては、適正な手続に基づく行政処分という観点からは、改めて地方協議会において意見を述べる機会が確保される必要があるのであつて、現行法制度の下では、地方協議会は、保険医療機関の指定取消し等という不利益処分の公正を担保するという役割を十分に発揮できるものとはなっていないのではないかと思われる。保険医療機関の指定取消し等は、当該保険医療機関等にとつて保険診療を行うことができないだけでなく、当該保険医療機関等において医療等を受ける患者等にも多大な影響が及ぶことになるのであつて、一層の適正手続の確保が求められるものと考えられる。

こうした状況を踏まえた場合、保険医療機関の指定取消し等という行政処分については、その判断に重要な役割を果たし、かつ、公正な処分を担保するための地方協議会における審議において、不利益処分を被る保険医療機関等の当事者による意見を述べる機会が法的に確保される必要があるものと考えるところである。保険医療機関の指定取消し等は取消し事由に該当する場合に取り消すことができるという裁量行為であり、また、「相

益処分を被る保険医療機関等の当事者には、十二分に意見を述べる機会が確保されてしかるべきであらう。

そこで、保険医療機関の指定取消し等という厚生労働大臣による不利益な行政処分について、適正手続を確保し、その公正を担保する観点から、政府の現状認識と改革の姿勢を明らかにすべく、以下質問する。

一 保険医療機関の指定取消し等に関する地方協議会の審議において、保険医療機関等の当事者から意見を聴く機会は、量的及び質的に、どの程度確保されているのか、その実態を明らかにしたい。

二 厚生労働大臣による聴聞の後になされた諮問に対し、地方協議会が、取消し不相当との答申を行った実績はどれほどあるのか、その実態を明らかにしたい。

三 法制度として、地方協議会に、その審議において、不利益処分を被る当事者たる保険医療機関等からの意見聴取を義務づける必要があると考えるが、いかがか。

四 地方協議会の委員構成について、保険医療機関等による意見を十分に咀嚼し公正な判断をすることができると、不利益処分における適正手続としての実態が十分に確保されるよう、公益を代表する委員として、法律をもつて、法曹関係者を一名以上入れることを義務づけることが妥当と考えるが、どうか。

五 保険医療機関の指定取消し等の行政処分に当たつて、厚生労働大臣の裁量権の逸脱や取消し事由に当たらない場合の保険医療機関等による挙証に対する恣意的な心証形成が行われる危険性があるように思われる。この防止策として、地方協議会への諮問及び答申という仕組みが作

られていると理解しているところであるが、厚生労働大臣から地方協議会への諮問は具体的にどのような手続で、どのような資料を添付して行われるのか、その実態を明らかにされたい。

六 地方協議会が行政庁側の一方的な認識に基づく審議を行うような実態があるとすれば、地方協議会の審議における当事者の意見を聴く機会の確保を含め、早急に改善すべきである。総務省はこの点の調査を行うべきと考えるが、いかがか。

七 厚生労働省としても、保険医療機関の指定取消し等について、地方協議会への諮問の方法、地方協議会の構成や所掌事務について改めて検証し、必要な見直しに着手すべきと考えるが、どうか。

右質問する。

平成二十二年五月二十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員岡田広君提出地方社会保険医療協議会の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岡田広君提出地方社会保険医療協議会の在り方に関する質問に対する答弁書

一について
地方社会保険医療協議会(以下「地方協議会」という。)においては、基本的には、保険医療機関の指定の取消し又は保険医の登録の取消し(以下「取消処分」という。)の対象となる者から直接意見を聴取する機会を設けることとはされ

ていないが、当該取消処分対象者の意見については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)に基づく聴聞において聴取した意見の要旨を明らかにした聴聞調書又は聴聞の内容を取りまとめた資料(以下「聴聞調書等」という。)を確認することにより、審議に反映されているところである。

二について

平成二十一年度開催された地方協議会において、取消処分を行うべきものとして諮問した事案は二十七件であるが、このうち、取消処分を行うべきではない旨の答申が行われたものはない。

三について

地方協議会においては、取消処分の対象となる者の意見について、聴聞調書等を確認することにより審議に反映されているところであり、御指摘のような義務付けを行う必要はないと考えている。

なお、地方協議会が直接意見を聴取する必要があると認める場合には、これを行うことは可能である。

四について

地方協議会における公益を代表する委員については、審議の公平性を確保する観点から、学識経験者等の中立的な立場にある者を任命しているところであるが、御指摘のように法曹関係者を委員に任命しなければ審議の公平性が確保できないとは考えていない。

五及び六について

取消処分に関する地方協議会への諮問については、聴聞調書等の関係資料を添付した上で行われているところであり、地方協議会において

は、これらの資料等に基づき事案の事実関係や取消処分の対象となる者の意見を確認した上で、当該取消処分の妥当性について審議を行い、当該諮問に対する答申が行われているところである。また、地方協議会が直接意見を聴取する必要があると認める場合には、これを行うことは可能であり、現在のところ、総務省が地方協議会の審議に関する調査を行うことは考えていない。

七について

地方協議会においては、取消処分について公正な審議が行われているところであり、現在のところ、お尋ねの点について見直すことは考えていない。

基本政策閣僚委員会の開催に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年五月十四日

佐藤 正久

参議院議長 江田 五月殿

基本政策閣僚委員会の開催に関する質問主意書

与党三党(民主党・社民党・国民新党)は連立政権を樹立し、平成二十一年九月九日に、三党連立政権合意書を発表した。同合意書によると、三党間で必要な政策調整は、三党の党首級による「基本政策閣僚委員会」で協議した上、閣議に諮る仕組みとなっている。

右の点を踏まえ、以下の質問をする。

混迷を深めている普天間問題においても、鳩山総理が政府案や具体的方向性を国民に示す前に、三党の党首級において、普天間問題について協議する「基本政策閣僚委員会」を開催し、政策調整を行う必要があると認識するが、いつ開催されるのか明確にされたい。また、同委員会を開催する予定がない場合には、同委員会の存在意義について明確にされたい。

右質問する。

平成二十二年五月二十五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員佐藤正久君提出基本政策閣僚委員会の開催に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出基本政策閣僚委員会の開催に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「基本政策閣僚委員会」については、平成二十一年九月九日の三党連立政権合意書も念頭に置きつつ、普天間飛行場の移設問題に係る状況を踏まえ、必要に応じ、開催する考えである。

小児救急医療体制に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年五月十七日

浜田 昌良

参議院議長 江田 五月殿

小児救急医療体制に関する質問主意書

世界保健機関の二〇〇五年の報告によれば、我が国の新生児死亡率は世界第一位の低さを誇るのに対し、一歳から四歳までの幼児死亡率は世界第二十一位と遅れをとっている。その要因として、諸外国に比べ小児救急医療の体制が十分に確保されていないことが指摘されている。厚生労働省「重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会」中間取りまとめ(平成二十一年七月八日。以下「中間取りまとめ」という。)によれば、小児集中治療室の整備は米国で小児人口二万人に対して一床、オーストラリアで六万人に対して一床の割合でなされているところ、我が国では小児人口約十七万人に対して一床の割合でしか整備されていない。オーストラリアと同程度の整備を目指すとして、現状で百八床の小児集中治療室を四百三十床に増床する必要があるとの試算もされており、小児集中治療室等の小児救急医療体制の整備は喫緊の課題であると考え。こうした問題意識の下、以下質問する。

一 消防庁が平成二十二年三月十八日に公表した「平成二十一年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査の結果」によれば、救急搬送における照会回数四回以上の事案、現場滞在時間三十分以上の事案の占める割合は、小児傷病者の区分においては改善が見られない状況にある。このため、小児傷病者の救急搬送がより円滑になされるような対策が必要と考えるが、政府の対応方針について明らかにされたい。

二 平成二十一年の改正消防法により、各都道府県に義務付けられた協議会の設置状況、傷病者

の搬送及び受入れの実施基準の策定状況をそれぞれ明らかにされたい。その際、協議会の構成員に小児科医師が含まれている都道府県の数、実施基準の中で小児救急患者に係る基準を策定している都道府県の数についてもそれぞれ示されたい。

三 中間取りまとめにおいては、今後の方向性として、小児の救命救急医療を担う医療機関の整備の必要性等について提言されていたが、中間取りまとめを踏まえ、どのように小児救命救急医療体制の整備を行うのか、政府の方針を明らかにされたい。また、中間取りまとめでは、小児集中治療室の要件や「急性期」を脱した患者に対する医療提供体制については、今後の課題として積み残されている。こうした「今後の課題」に対する政府の認識を問う。

四 小児集中治療室の整備やそこで診療に従事する医師等の確保は喫緊の課題であると考えるが、政府の認識を問う。また、整備に関する数値目標について、出生一万人につき二十五〜三十床という具体的な整備目標が掲げられている新生児集中治療室と同様、小児集中治療室についても数値目標を設定する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

平成二十二年五月二十五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員浜田昌良君提出小児救急医療体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出小児救急医療体制に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、小児救急医療体制の整備を推進するとともに、小児傷病者を含めた傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第三十五条の五第一項の規定に基づき都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるに当たり、都道府県に対し、地域の実情に応じて小児に関する基準を定めることが適当であることとを助言するなどの援助を行っているところであり、今後とも、これらの取組を推進してまいりたい。

二について

平成二十二年五月に総務省消防庁が実施した調査によると、お尋ねの協議会を設置している都道府県は四十二団体であり、このうち協議会の構成員に小児科医師が含まれているのは二十四団体である。また、お尋ねの実施基準については、五団体が策定済みであり、このうち小児救急患者に係る基準を策定しているのは三団体である。

三について

政府としては、小児の救命救急医療を担う医療機関を整備していくことが必要と考えており、「重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会中間取りまとめ」を踏まえ、新たに平成二十二年予算において、小児救命救急センターの運営費、小児集中治療室の施設整備等に対する補助を行うための経費を計上しているところである。

また、お尋ねの小児集中治療室の要件については、既に、小児重症患者の適切な医療を確保するため、救急医療対策事業実施要綱(平成二十二年三月二十四日付け医政発第〇三二四第一八号厚生労働省医政局長通知)において、都道府県に対し、国庫補助の対象となる小児集中治療室の整備要件として「小児集中治療室病床を六床以上有し、独立した看護単位を有するものとする」こと等と示したところである。

「急性期」を脱した患者に対する医療提供体制の整備については、小児患者を含め、「急性期」を脱した患者の円滑な転院等を促進するため、平成二十二年予算において、転院等の調整を行う者の人件費に対する補助を行うための経費を計上したところであるが、今後、更に検討してまいりたい。

四について

政府としては、小児集中治療室の整備や小児集中治療室における診療に従事する医師の確保は、小児救急医療の確保のために重要であると考えており、平成二十二年予算において、小児集中治療室の施設整備、小児科医師等が新たに小児集中治療室における診療に従事するために実施する研修等に対する補助を行うための経費を計上している。

また、御指摘の数値目標の設定については、小児集中治療室における診療に係る疾患の実態等についての専門家の意見を踏まえつつ、今後、検討してまいりたい。

明治二十五年三月三十日
第一種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体 二二〇円	本号一部 三三〇円